

## **第 2 部**

### **災害予防・応急・復旧計画**



# 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

## 1 基本理念

- 地震による被害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによる「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携・協働を図っていくことが欠かせない。
- 市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

## 2 基本的責務

### 2-1 市の責務

- 市は、基礎的な自治体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の自治体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づき計画を実施する責務を有する。
- 市は、震災時における避難並びに救出救助を円滑に行うため、必要な体制の確立及び資器(機材)の整備に努めなければならない。

### 2-2 市民の責務

- 市民は震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
  - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
  - (2) 家具の転倒・落下・移動、窓ガラスの飛散防止
  - (3) 出火の防止
  - (4) 初期消火に必要な用具の準備
  - (5) 飲料水、食料、簡易トイレ、生活必需品などの確保
  - (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認
  - (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

- 市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、震災対策活動への自発的な参加や過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。
- 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との連携・協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

### 2-3 事業者の責務

- 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前記の市民が連携・協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業者の周辺地域における市民（以下、本章において「周辺市民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認したうえで、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺市民に対する震災対策活動の実施等、周辺市民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災被害を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画に努めなければならない

## 3 連携・協働

地震による被害を少なくするために、市民、町会・自治会、自主防災組織、企業・事業者、社会教育団体、ボランティアなどが連携・協働することが求められている。

市及び防災機関は、こうした連携・協働に支援を行うとともに、自らもこれらの団体と連携・協働をしなければならない。

#### 4 市、都及び防災機関の役割

市、都及び防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりとする。

##### 4-1 市

部の名称	部を構成する平常時の組織	分掌事務
<p>災対総務部</p>	<p>総務部安心安全課 総務部総務課 総務部職員課 総務部施設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策の総合調整に関すること</li> <li>○ 関係機関・団体との連携の総合調整に関すること</li> <li>○ 都及び他市区町村の応援要請に関すること</li> <li>○ 自衛隊の派遣要請及び活動調整に関すること</li> <li>○ 要配慮者対策の総合調整に関すること</li> <li>○ 帰宅困難者対策の総合調整に関すること</li> <li>○ 消防団の出動に関すること</li> <li>○ 災害情報の収集、集約及び伝達の統括に関すること</li> <li>○ 防災行政無線の統制活用に関すること</li> <li>○ 警戒区域設定、避難指示等その他本部長命令の伝達に関すること</li> <li>○ 避難誘導に関すること</li> <li>○ 庁用車の配備に関すること</li> <li>○ 必要資器（機）材、車両、舟艇、労務及び物品の調達、使用、収用及び発注に関すること</li> <li>○ 災害時集合場所の連絡調整等に関すること</li> <li>○ 本部職員の動員に関すること</li> <li>○ 本部職員の労務管理に関すること</li> <li>○ 東京都及び他市区町村の職員の受入れ及び派遣に関すること</li> <li>○ 本部長室の庶務に関すること</li> <li>○ 市施設の応急復旧に関すること</li> <li>○ 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること</li> </ul>
<p>災対企画財政部</p>	<p>企画財政部秘書広報室 企画財政部政策室 企画財政部市史編さん室 企画財政部財政課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に関すること</li> <li>○ 女性の人権の確保に関すること</li> <li>○ 災害救助法に関すること</li> </ul>

## 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

	企画財政部未来戦略室 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策関係予算に関する事</li> <li>○ 義援金品の受領及び配分に関する事</li> <li>○ 激甚災害の指定に関する事</li> <li>○ 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関する事</li> </ul>
災対市民生活部	市民生活部市民課 市民生活部課税課 市民生活部納税課 市民生活部地域活性課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埋火葬の許可に関する事</li> <li>○ 広域火葬に関する事</li> <li>○ 罹災証明書に関する事</li> <li>○ 家屋、住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関する事</li> <li>○ 地域における情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>○ 応急給水、食料及び生活必需品の供給に関する事</li> <li>○ 中小企業及び農業への融資及び復興に関する事</li> </ul>
災対福祉保健部	福祉保健部福祉政策課 福祉保健部福祉相談課 福祉保健部高齢障がい課 福祉保健部保険年金課 福祉保健部健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者対策に関する事</li> <li>○ 福祉避難所に関する事</li> <li>○ 災害弔慰金に関する事</li> <li>○ ボランティア活動に関する事</li> <li>○ 生活再建に関する事</li> <li>○ 遺体収容所の設置と遺体処理に関する事</li> <li>○ 被災者の生活に関する相談及び各種支援制度の受付に関する事</li> <li>○ 社会福祉団体との連絡調整及び協力に関する事</li> <li>○ 医療救護に関する事</li> <li>○ 保健衛生に関する事</li> <li>○ 防疫に関する事</li> </ul>
災対子ども家庭部	子ども家庭部児童育成課 子ども家庭部子ども政策課 子ども家庭部子ども発達支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急保育に関する事</li> </ul>
災対環境部	環境部環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放射性物質対策に関する事</li> <li>○ 下水道施設に関する事</li> <li>○ 管工事関係事業者との連絡調整に関する事</li> </ul>

## 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

	環境部下水道課 環境部清掃課	と ○ ごみ処理に関すること ○ トイレの確保及びし尿処理に関すること ○ がれき処理に関すること ○ 住家流入土石、竹木等処理に関すること
災対都市建設部	都市建設部まちづくり推進課 都市建設部道路交通課 都市建設部整備課	○ 救出に関すること ○ 行方不明者及び死体の捜索に関すること ○ 応急危険度判定に関すること ○ 被災者の住宅の確保に関すること ○ 家屋及び住家の応急修理に関すること ○ 応急仮設住宅の整備に関すること ○ 災害復興等の総合調整に関すること ○ 道路、河川等における障害物除去に関すること ○ 道路、橋梁、堤防、河川等の点検、整備及び復旧に関すること ○ 建設関係事業者との連絡調整に関すること ○ ライフライン（下水道を除く。）応急復旧に関すること
災対教育部	教育部学校教育課 教育部教育支援課 教育部指導室 教育部社会教育課 教育部公民館 教育部図書館	○ 災害時集合場所の運営に関すること ○ 避難所の開設及び運営に関すること ○ 学用品の給与に関すること ○ 応急教育に関すること
災対議会事務局	議会事務局	○ 市議会との連絡調整に関すること ○ 本部から提供された災害等に関する情報に関すること ○ 市議会施設を利用する際の運営に関すること ○ 他の部への協力に関すること

### 4-2 消防団・地区消防隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
狛江市消防団	1 狛江市災害対策本部の要請に基づく本部会議等の参加に関すること 2 各分団の指揮統制に関すること

## 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 狛江消防署との連携に関する事</li> <li>4 火災その他の災害予防、警戒及び防ぎよに関する事</li> <li>5 人命の救出に関する事</li> <li>6 災害時集合場所、避難所及び周辺の情報収集に関する事</li> <li>7 担当地域の被害状況の把握に関する事</li> <li>8 その他狛江市消防団に関する事</li> </ul>
狛江市地区消防隊	大規模地震による同時多発火災・延焼拡大等の広域性を有する災害時に、狛江市災害対策本部等の要請に基づいて出動し、消火活動等に当たる事

### 4-3 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
多摩府中保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療施設の診療状況に関する事</li> <li>2 防疫その他保健衛生に関する事</li> </ul>
北多摩南部建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 河川の保全及び復旧に関する事</li> <li>2 道路及び橋梁の保全及び復旧に関する事</li> <li>3 水防に関する事</li> <li>4 河川における流木対策に関する事</li> <li>5 河川、道路等における障害物の除去に関する事</li> <li>6 災害時における他の局の応援に関する事</li> </ul>
水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水に関する事</li> <li>2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>3 災害時における他の局の応援に関する事</li> </ul>
下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>2 水再生センターにおけるし尿の受入に関する事</li> <li>3 災害時における他都市の応援に関する事</li> </ul>
警視庁 第八方面本部 調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事</li> <li>2 交通規制に関する事</li> <li>3 緊急通行車両確認標章の交付に関する事</li> <li>4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事</li> <li>5 行方不明者の捜索及び調査に関する事</li> <li>6 遺体の調査等及び検視に関する事</li> <li>7 公共の安全と秩序の維持に関する事</li> </ul>
東京消防庁 第八消防方面本部 狛江消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事</li> <li>2 救急及び救助に関する事</li> <li>3 危険物等の措置に関する事</li> <li>4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事</li> </ul>



## 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

### 4-4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管轄区域河川の管理施設等の工事並びに施設等の保全に関すること</li> <li>2 管轄区域河川の雨量、水位、流量、水防情報、警報等水防に関すること</li> <li>3 大規模自然災害が発生した場合において、自治体からの要請を受けたとき又は自治体から要請がない場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、自治体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めること</li> </ol>

### 4-5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便（株） 狛江郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること</li> <li>2 災害時における郵便事務に係る災害特別事務取扱に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除</li> <li>(4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分</li> </ol> </li> </ol>
(株)NTT東日本-東京	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</li> <li>2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること</li> </ol>
東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること</li> <li>2 電力需給に関すること</li> </ol>
東京ガス株式会社西部導管事業部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること</li> <li>2 ガスの供給に関すること</li> </ol>

### 4-6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	災害派遣の準備及び実施に関すること

### 4-7 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
小田急電鉄（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設等の安全保安に関すること</li> </ol>

## 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること</li> <li>3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること</li> </ul>
--	--

### 4-8 協力機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
小田急バス（株） 狛江営業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設、車両等の安全保安に関すること</li> <li>2 人員、物資等の輸送及び被害状況等の情報提供</li> </ul>
狛江市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療に関すること</li> <li>2 防疫の協力に関すること</li> </ul>
狛江市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 歯科医療活動に関すること</li> <li>2 傷病者の転送の要否及び転送順位の決定</li> </ul>
狛江市薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
狛江市 赤十字奉仕団	罹災者の救護、炊き出し、救援物資の配分等の協力、帰宅困難者に対するエイドステーションの開設に関すること
狛江市防災会	防災意識の高揚、災害時における救援、救護、避難誘導、広報活動等の協力に関すること
狛江市社会福祉協議会	狛江市災害ボランティアセンターの設置・管理・運営等に関すること
狛江市商工会	災害時における物資、資材の調達に関すること（食料、燃料、衣類関係）
狛江市建設業協会	災害時における資器（機）材の調達、その他の応急対策活動の協力に関すること
狛江市管工事組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 下水道被災施設の復旧工事の協力に関すること</li> <li>2 被災地緊急給水の協力に関すること</li> </ul>
調布交通安全協会 狛江連合支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災地内の交通秩序維持の協力に関すること</li> <li>2 被害状況の連絡通報に関すること</li> </ul>
調布地区防犯協会 狛江支部連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災地内避難所等の秩序維持の協力に関すること</li> <li>2 被害状況の連絡通報に関すること</li> </ul>
狛江市米穀商組合	災害時における主要食料の供給協力に関すること
小田急OX狛江店 京王ストア 三和	災害時における生活必需品等物資の提供
マインズ農業協同組合 狛江支店	食料等の調達協力に関すること

## 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

清掃事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における清掃業務の協力に関すること</li> <li>2 し尿等の処理の協力に関すること</li> </ol>
東京慈恵会医科大学附属第三病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における井戸の使用に関する協力に関すること</li> <li>2 災害拠点病院に関すること</li> <li>3 緊急医療救護所の設置に関すること</li> </ol>
狛江市獣医師会	大規模災害時における動物救護活動に関すること
調布狛江LPGガス商工組合 ニシヤマ 野村燃料店	プロパンガス、ホース等の提供
東京多摩葬祭業協同組合	遺体の収容及び安置に必要な資機材・施設等の提供、搬送業務
東京土建一般労働組合狛江支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒壊建物等からの救出救助活動</li> <li>2 応急危険度判定及び応急修繕</li> </ol>
子鹿幼稚園 狛江こだま学園 狛江みずほ幼稚園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時集合場所の提供</li> <li>2 福祉避難所の提供</li> </ol>
泉龍寺	災害時における施設の使用等
武州交通興業 イースタンモーターズ調布 グリーンキャブ	人員、物資等の輸送及び被害状況等の情報提供
アイリスプラザユニディカン パニー	物資の提供及び運搬
アルフレッサ 調布支店 スズケン 府中支店 メディセオ 酒井薬品 三鷹営業所 東邦薬品 東京営業所 立川・府中営業所	医薬品等の提供
サンドラッグ ココカラファインヘルスケア	災害時における日用品及び衛生用品等の提供
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部 東京都トラック協会多摩支部	緊急輸送車両等の提供

## 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

東京都自動車整備振興会調布多摩川支部	災害時の搬送車両の供給等の応急活動等
日産プリンス西東京販売 日産自動車	災害時における電気自動車からの電力供給及び電気自動車用充電スタンドの使用
東日本三菱自動車販売 三菱自動車工業	災害時における電動車両等の貸与等
東京都理容生活衛生同業組合 多摩府中南支部狛江地区	避難所での理容サービスの提供
大久保商事 東京コスモ石油協同組合狛江一の橋サービスステーション ニシヤマ	車両、自家発電燃料等の供給
狛江造園組合	1 倒木等の除去 2 倒壊建物等からの救出救助
ジェイコムイースト世田谷局 狛江ラジオ放送	災害情報の放送
こまえ苑 こまえ正吉苑 こまえ正吉苑二番館 ミライハウス元和泉 和楽 愛光女子学園 巢立ち会	災害時における福祉避難所の開設等
アクティオ	災害時におけるレンタル資機材の提供
狛江市畳工業組合 「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所等で使用する畳の提供
市内新聞販売店各店	被害、負傷者、道路状況等の収集・提供
東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部	災害時における民間賃貸住宅の情報提供
東京都行政書士会調布支部	被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談の協力実施
NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン	無人航空機（ドローン）による被災状況の調査等

## 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等
アクアクララメトロポリタン	1 災害時におけるウォーターサーバーの提供 2 災害時における飲料水の提供
ジェイアール東日本物流泊江物流センター	災害時における施設の提供、物資の管理・配送等の協力
日本下水道管路管理業協会	災害時に被災した下水道管路施設の復旧支援の協力
大和紙器	段ボールベッドの提供
ヤフー	1 キャッシュサイト掲載※ 2 避難所マップ掲載 ※ アクセスの負荷軽減などを目的として提供される別のウェブサイト



## 第2章 市民と地域の防災力向上

### 基本的な考え方

- ・阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。
- ・本章では、自助・共助の担い手となる市民、地域、事業所、ボランティア等が個々に、又はともに連携協力しあって行う取組を定めている。
- ・これら各主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間同士、また、行政、関係機関等との相互連携、相互応援を強め、自助・共助による防災力・災害対応力を向上していく。

### 現在の対策の状況

- ・市はこれまで、狛江市防災ガイドをはじめとする各種媒体を通じて広く意識啓発を行うとともに、講演会や救命講習の開催、地域に出向いての講義など、市民の自助を促進する取組を進めてきた。
- ・市の防災訓練等において、災害時に市民が実際に行うべき行動及び東日本大震災等の事例を示して、自助・共助の重要性・必要性を訴えている。また、各世代が参加しやすいような訓練メニューを盛り込んでいる。
- ・自主防災組織である狛江市防災会が市の全ての地域をカバーしており、各支部による地域における訓練等が行われ、防災リーダー研修を受講するなど、スキルアップが図られている。
- ・避難所の運営等を行う自主防災組織である避難所運営協議会が12箇所の避難所で設立され、運営訓練等が実施されている（令和2年4月1日現在）。
- ・町会・自治会や学校、避難所運営協議会等が中心となって、要配慮者の避難誘導訓練、宿泊訓練など、地域ごとに様々なテーマを設定した訓練を実施するなど、市民、地域による取組も活発になってきている。
- ・狛江市消防団には103人（令和2年7月1日現在）の団員が所属している。年齢的にも30～40歳代が中心となっており、災害時を想定しての訓練等に注力している。
- ・災害時のボランティア活動については、狛江市社会福祉協議会と協定を締結し、災害ボランティアセンターの設置訓練等を実施している。

## 狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
死者数	14人	17人
負傷者	289人	257人
建物被害（全壊・焼失棟数）	506棟	751棟
ゆれ液状化による建物倒壊	233棟	157棟
地震火災（全壊建物含まず）	273棟	594棟
自力脱出困難者（ ）内は冬の朝5時	89（150）人	60（102）人
避難人口	12,640人	12,457人
避難所へ避難する人	8,216人	8,097人
避難所以外のところへ避難する人	4,424人	4,360人

※地震の想定は、冬・18時、風速8m/s

## 課題

- 平成24年4月に公表された首都直下地震等による東京の被害想定では、前回の想定（平成18年5月公表）よりも負傷者数は減少（多摩直下地震）しているものの、死者数、避難者数が増加するなど、総体的に被害が大きくなっており、また断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害が想定されている。こうした被害を抑制するとともに、発災後の生活を継続するためには、家具類の転倒・落下・移動防止対策や食糧等の備蓄、安否確認などの自助の取組、また、自主防災組織、消防団等による共助の体制整備を一層促進する必要がある。
- 狛江市防災会や避難所運営協議会など自主防災組織は、高齢化や人員不足等が課題となっており、その認知度を向上していく必要がある。
- 東日本大震災で課題となった女性、要配慮者等に対する視点からの取組、知識の普及、啓発等を行う必要がある。
- 災害時の消火活動及び救出救助活動には、地域の実情に精通した消防団が極めて重要な役割を果たすことから、狛江市消防団が迅速かつ円滑に活動するため、過去の災害事例を基にした訓練を行うほか、施設・資機材等を整備する必要がある。
- 狛江市消防団は、担い手不足や市外勤務者の増加等の課題があり、災害時の確実な活動を維持するため、多様な視点に立ち、人材を確保する必要がある。
- 市内ボランティアの掘り起こし、また、都や他自治体、関係機関等を通じたボランティアの受入体制、受入ルート等を定めておく必要がある。
- 時間の経過とともに変化するボランティアニーズを的確に捉え、配置する体制が不可欠である。

## 主な対策の方向性

- 防災意識の啓発や防災訓練の充実等により、市民の自発的な防災活動の促進を図る。
- 実践的かつ効果的な防災訓練や総合的な防災知識の普及等により自助の備えを促進するとともに、共助の体制整備を図る。
- 市民の災害に対する機運の高まりを捉え、自主防災組織の強化のため、周知や支援等を行う。



- ・ 狛江市防災会や避難所運営協議会など自主防災組織等と連携し、自主防災組織等の活動内容や重要性を広く周知し、活動に参加する市民等を増やし、その組織体制の強化を図る。
- ・ 避難所運営協議会同士の交流や連携を図ることにより、市全体で避難所の運営体制を強化する。
- ・ 女性、要配慮者等に配慮した防災知識の普及や意識啓発の手法を取り入れる。
- ・ 消防団員個々のさらなるスキルアップを行うとともに、施設や資機材等の環境整備を図るほか、地域特性や様々な状況を想定した訓練を実施するなど、狛江市消防団の活動体制の強化を図る。また、地域住民と連携し、地域防災力の強化を図る。
- ・ 狛江市消防団に女性団員や機能別団員等を採用する等、状況に応じて柔軟かつ効率的に活動できる体制を整える。
- ・ 災害時にボランティアが十分かつ円滑、機動的に活動できるよう受入体制や配置体制を事前に検討し、構築する。

## 【予防対策】

1 自助による市民の防災力向上	4 事業所による自助・共助の強化
2 地域による共助の推進	5 ボランティアとの連携
3 消防団等の活動体制の充実	6 市民・行政・事業所等の連携

### 1 自助による市民の防災力向上

#### 1-1 市民による自助の備え

##### 《市民》

- 次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。
  - ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
  - ・日頃からの出火の防止
  - ・消火器、感震ブレーカー、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
  - ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
  - ・ブロック塀等の点検補修など、家の外構の安全対策
  - ・水（1日一人30目安）や食料等の備蓄及び医薬品や携帯ラジオ等非常持出品や簡易トイレの準備  
※高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等、各個人の特徴に合わせて、食料や生活用品を備えるよう努める。
  - ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
  - ・買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
  - ・自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
  - ・在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
  - ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
  - ・都や市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
  - ・市や消防署が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
  - ・町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
  - ・避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
  - ・災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
  - ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

#### 1-2 防災意識の啓発

##### 《市（総務部）》

- 防災機関と連携し、市民や事業者等の防災意識の高揚や防災知識の普及を図るため、次のような様々な手法を組み合わせ、防災力向上のための諸施策を推進する。
  - ・防災訓練、防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ防災講演会等の実施
  - ・防災マップ・ハザードマップ、防災に関する各種情報をまとめて掲載した分かりやすいガイドブック（「狛江市防災ガイド」）の作成と配布
  - ・現在地から避難所までの経路や各種防災情報を参照できるスマートフォン用アプリ（「狛江市防

災マップ アプリ」)の作成と配信

- ・安心安全に関する啓発事項を掲載した機関紙「安心安全通信」の作成と配布
- ・防災に関するビデオ等の貸出し
- ・過去の災害の写真等の展示や貸出し
- 自助に対する取組の重要性について、市民や事業者に対して周知を図るとともに、家庭用備蓄の事例等を分かりやすく紹介する等して、市民が水や食料等の備蓄をはじめとする防災対策に取り組みやすい環境を整える。
- 高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等にとって、個人で備えることが有効な食料や生活用品を具体的かつ分かりやすく紹介する。
- 災害時における流言やデマの危険性と正しい情報を得るための方法等を周知する。
- 過去の災害から得られた教訓を伝承することの重要性について、啓発を行うほか、災害に関する各種資料を案内し、災害の教訓を伝承する取組を推進する。
- 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。

#### ＜狛江消防署＞

- 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施
- 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発
- 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開
- 東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進
- 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施
- ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力
- 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発
- 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発
- 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施
- 出火防止及び初期消火に関する備えの指導
- 東京消防庁による「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発を図る。

#### ＜都（総務局）＞

- 防災ブック「東京防災」「東京暮らし防災」等、普及啓発冊子の作成・配布、活用促進
- 「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進
- 防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布
- 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報の発信
- 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催
- 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施
- 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施

### 1-3 防災教育・防災訓練の充実

#### ＜市（総務部・福祉保健部・教育部）＞

- 自主防災組織の育成指導を図る。
- 要配慮者及びその家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を行う。
- 避難所運営訓練や総合防災訓練等への要配慮者及びその家族の参加に対する支援を行う。
- 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を図る。
- 実践的かつ効果的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進を図る。
- 市民が気軽に参加できる参加体験型訓練を実施する。
- 各種防災訓練や研修等を通じて、市職員の防災知識の習得と防災行動力の向上を図る。
- 学校において、児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の習得を図る。

#### ＜狛江消防署＞

- 女性防火の会、東京消防庁災害時支援ボランティア、消防少年団等の育成指導を実施する。
- 市民の防災意識の調査結果を踏まえ、出火防止対策、初期消火体制等の効果的な訓練の推進を図る。
- 消火器の取り扱い等の基礎訓練のほか、街区等を活用した「まちかど防災訓練」や発災対応型訓練など、実践的な訓練や都民防災教育センター（防災館）における体験施設を活用した訓練を実施する。
- 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。
- 起震車を活用した身体防護訓練の推進を図る。
- 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器（機）材の整備・充実を図る。
- 市民や事業所等に対し、AED（自動体外式除細動器）の使用方法を含めた救命講習を実施する。
- 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上を図る。
- 教育機関等と連携した幼児期からの総合防災教育の推進を図る。
- 都立高校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育を実施する。
- 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨する。
- 町会・自治会等を中心に、民生・児童委員及び町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出・救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施する。
- 狛江市消防団と連携した防災教育・防災訓練を実施する。
- 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練を推進する。

### 1-4 外国人対策支援

#### ＜市（総務部・企画財政部）＞

- 狛江市国際交流協会等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、多言語対応防災ガイドの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
- 避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。
- 東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。
- 先進自治体等の外国人対策支援の事例等を研究する。

## 2 地域による共助の推進

### ＜市民・事業者＞

- 備蓄など自助の備えだけでなく、狛江市防災会や避難所運営協議会など自主防災組織等の活動に積極的に参加するなど、共助の担い手となるよう努める。
- 一定の地区内の居住者や事業者等が共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、狛江市防災会議に対して、市地域防災計画に定めるよう提案することができる。地区防災計画の内容は次のとおりとする。
  - ・地区の特性（想定される被害、地区防災マップ）
  - ・防災活動（体制、平時の取組、災害時の活動）
  - ・実践と検証（訓練の実施、計画の見直し）
  - ・その他必要な事項

### ＜市（総務部）＞

- 市民への積極的な支援・助言による、地域に根ざした自主防災組織の育成を推進する。
- 狛江消防署と連携し、救出救助訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講演会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努める。
- 自主防災組織を活性化させ、発災時に効果的な活動をするために、資器（機）材の配備や消防水利の確保等環境条件の整備を図るとともに、平時の活動に対して支援を図る。
- 自主防災組織の組織化と活性化を図るため、パンフレットやマニュアルを作成する等、自主防災組織の活動内容や重要性について、積極的に市民に周知する。
- 平日の日中に発災した場合を想定し、市内にいる市民等が迅速かつ的確に行動できる体制づくりを検討する。また、市内に在学する中学生、高校生等を支援する側として取り込むなど、地域の共助の多様な担い手となるよう必要な支援を実施していく。
- 避難所運営協議会同士の連携強化や情報交換等を図るため、定期的に連絡会等を開催する。
- 市民等から地区防災計画の提案があった場合、必要に応じて市地域防災計画の中に位置づける。
- 市民等の地区防災計画の作成について、相談等、必要な支援にあたる。

### ＜狛江市防災会＞

- 地域住民により自主的に結成された自主防災組織の役割、とるべき措置は次のとおりである。
  - ・防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
  - ・初期消火、救出救助、応急救護及び避難など各種訓練の実施
  - ・消火、救助、炊出資器（機）材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
  - ・地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
  - ・地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
  - ・行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 震災に対し「自分たちのまちは自分たちで守る」との合言葉のもとに、防災意識の高揚、知識の普及活動、各種の訓練を重ねて、地域ぐるみの防災体制の確立に努める。

＜避難所運営協議会＞

- 平時から、会議の開催や訓練等を定期的実施し、災害発生時に自主的な避難所運営ができるよう努める。

＜狛江消防署＞

- 防災意識の啓発を図る。（再掲）
- 防災教育・防災訓練の充実を図る。（再掲）
- 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を図る。
- 市民の防災行動力向上を目的とした訓練指導マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を行う。
- 自主防災組織のリーダーに対する講習会等を開催する。

**3 消防団等の活動体制の充実**

3-1 狛江市消防団の体制強化

＜市（総務部）＞ ＜狛江消防署＞ ＜狛江市消防団＞

- 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる狛江市消防団本部（以下「団本部」という。）の活動に必要な救助資器（機）材等を整備する。
- 狛江消防署と協力し、各種資器（機）材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 狛江消防署と協力し、応急手当普及員及び応急手当指導員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- 狛江市消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、消防団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、消防団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて狛江市消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）に基づき、災害が発生した場合に地域で即時に対応できる消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、次のとおり狛江市消防団の強化を図る。
  - ・ 狛江市消防団への積極的な参加が促進されるよう自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図る。
  - ・ 出動、訓練その他の活動の実態に応じた報酬及び費用弁償を支給する。
  - ・ 狛江市消防団の活動の充実強化を図るため、装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図る。
  - ・ 所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努める。
  - ・ 狛江市消防団が自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うため、必要な措置を講ずるよう努める。

### 3-2 狛江市地区消防隊

#### ＜市（総務部）＞

- 平成7年6月に阪神・淡路大震災を教訓として設立した狛江市消防団OB等によるボランティア組織である狛江市地区消防隊について、災害時に円滑に消防活動が実施できるよう、活動体制の整備を図る。

## 4 事業所による自助・共助の強化

---

#### ＜事業所＞

- 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図るよう努める。
  - ・帰宅困難者対策に係る都による、大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン（平成24年9月）を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
  - ・社屋内外の安全化、防災資器（機）材や飲料水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
  - ・災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
  - ・組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策

#### ＜市（総務部）＞

- 事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりの推進を図る。

#### ＜狛江消防署＞

- 自衛消防訓練の指導を通じ、消火、救出・救護など自衛消防に関する活動能力の充実強化を図る。
- 危険物施設等の事業所に対し、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく自衛消防の組織結成を指導する。
- 事業所防災計画の作成手順を示した冊子等を活用し事業所防災計画の作成を促進するとともに、作成に係る指導にあたり、自主防災体制の充実強化を図る。
- 自衛消防活動中核要員など、各事業所内の自衛消防活動の任務分担に応じて、救命講習等の受講を促進し、事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。
- 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等を実施する。
- 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業者との連携訓練を実施する。

5 ボランティアとの連携

5-1 一般ボランティアの活動支援に係る狛江市社会福祉協議会との連携

《市（総務部・福祉保健部）》 《狛江市社会福祉協議会》

- 災害時のボランティア活動の調整等について、狛江市社会福祉協議会と協定を締結するとともに、災害時に活動するボランティアの登録制度の検討を行う等、必要な体制を整備する。
- 狛江市社会福祉協議会等との連携による市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施するとともに、ボランティアの活動拠点の整備等を検討する。
- 被災自治体の事例を学び、必要とされるボランティアニーズや配置等、ボランティアの活動形態に対応した災害時の受入れ・情報発信の体制、役割分担やコーディネートについて、狛江市社会福祉協議会と連携して検討、調整する。
- 災害時のボランティア対応に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練を実施する。
- 平時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築するよう努める。
- 様々な研修の場や広報等を活用し、平時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行う他、様々なボランティアの育成を図るよう努める。
- NPO法人等との連携、活用方法等についても検討する。

《都（生活文化局）》

- 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
- 平時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。
- 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保する。

5-2 東京都防災ボランティア等との連携

都は、東京都防災ボランティアに関する要綱（平成7年5月11日6総災防第280号）を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

■応急危険度判定員

所 管	資 格	業 務 内 容
都（都市整備局）	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は都知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。



■被災宅地危険度判定士

所 管	資 格	業 務 内 容
都（都市整備局）	宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

■防災（語学）ボランティア

所 管	資 格	業 務 内 容
都（生活文化局）	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上70歳未満の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

■建設防災ボランティア

所 管	資 格	業 務 内 容
都（建設局）	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等

5-3 警視庁交通規制支援ボランティア

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

要 件	活動内容
警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動</li> <li>2 平時から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動</li> <li>3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動</li> </ol>

5-4 東京消防庁災害時支援ボランティア（狛江消防ボランティア）

《狛江消防署》

- 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、狛江消防ボランティアの一層の充実強化を図る。
- 狛江消防ボランティア用救助資器（機）材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

要 件	活動内容
<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</p> <p>3 元東京消防庁職員</p> <p>4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者</p>	<p>1 災害時                      災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</p> <p>2 平常時                      消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。</p>

### 5-5 狛江市赤十字奉仕団

《狛江市赤十字奉仕団》 《市（福祉保健部）》

#### (1) 役割

災害時に市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を行う。

#### (2) 赤十字エイドステーション

##### ① 目的

帰宅困難者対策の一環として、災害時に多数の帰宅困難者が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所（赤十字エイドステーション・狛江市元和泉三丁目6番地和泉多摩川児童公園内）を設置し、徒歩で帰宅する者を支援する。

##### ② 内容

炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供などを必要に応じ組み合わせで行う。

##### ③ 活動主体

狛江市赤十字奉仕団、赤十字救護ボランティア及び周辺住民などの協力者

## 6 市民・行政・事業所等の連携

---

### 6-1 自主防災組織と事業所等との連携体制の整備

《市（総務部・福祉保健部）》 《狛江消防署》

- 自助、共助及び協働による市民総ぐるみの防災体制の推進を図る。
- 地震時に火災等の災害から住民や地域社会を守るために、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等との相互応援協定の締結や合同で行う防災訓練の推進により、相互に協力して連携できる体制を整備する。
- 要配慮者の通所・入所施設と地域内他組織との相互協力体制に関して強力に推進する。
- 市民一般を対象とした基礎訓練、自主防災組織等を対象とした高度で実践的な訓練、都民防災教育センター（防災館）を活用した体験訓練を推進し、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。
- すべての事業所に対する防災計画の作成の指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。事業所相互間の協力体制の強化、自主防災組織等との連携を強化、保有資器（機）材を整備した地域との協力体制づくりを推進する。

### 6-2 合同防災訓練の実施

《市（総務部）》 《狛江消防署》

- 消防機関に加え専門的な知識、技能を有する東京消防庁災害時支援ボランティアの支援活動、自主防災組織等の各組織間の連携促進を図るため、各組織間と狛江消防署及び狛江市消防団との連携を目的とした、定期的な合同防災訓練の実施を推進し、地域の防災力を向上させる。

6-3 地域別防災訓練の実施

《市（総務部）》 《狛江消防署》

- 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する狛江市消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等の協力を得て、救命講習会の実施を推進する。
- 市及び防災機関は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

## 【応急対策】

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1 自助による応急対策の実施   | 4 事業所による応急対策の実施 |
| 2 地域による応急対策の実施   | 5 ボランティアとの連携    |
| 3 消防団等による応急対策の実施 |                 |

### 1 自助による応急対策の実施

#### 1-1 市民自身による応急対策

- 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 自助・共助の精神に基づき、確かな避難行動や正しい情報の収集、更には近隣で協力し合い、救出・救護等を実施する。
- 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、日頃から各家庭で準備しておいた水、食料、生活必需品を活用する。
- 避難所においては自ら活動する。

#### 1-2 外国人の情報収集等に係る支援

##### ＜市（総務部・企画財政部）＞

- 在住外国人への情報提供に努める。
- 外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。

##### ＜都（総務局・生活文化局）＞

- 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語での災害情報の発信等を行う。
- Lアラートを利用して、東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。
- 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施する。
  - ・外国人が必要とする情報の収集・提供
  - ・市等が行う外国人への情報提供に対する支援
  - ・東京都防災（語学）ボランティアの派遣
- 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応を行う。
- 東京都国際交流委員会と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施する。

### 2 地域による応急対策の実施

#### ＜狛江市防災会＞

- 自らの身の安全確保を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における消火活動、救出救助、応急活動等に努める。
- 火災が発生した場合は、消防資器（機）材等を活用した初期消火を実施する。

- 地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器（機）材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防署隊や消防団隊が到着後は、その指示に従う。
- 救出・救護活動にあたっては、地域の資器（機）材保管場所にある簡易救助資器（機）材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者を救出し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所へ搬送する。
- 避難行動要支援者名簿をもとに安否確認を行うとともに、狛江市消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。
- 市から避難所等の鍵の管理について委任をされた役員等は、平日の夜間及び休日に地震により避難者が発生した場合、災害時集合場所等の開錠に努める。

#### ＜避難所運営協議会＞

- 市から避難所等の鍵の管理について委任をされた役員等は、平日の夜間及び休日に地震により避難者が発生した場合、災害時集合場所等の開錠に努める。
- 市や地域住民と連携し、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営を行う。

### 3 消防団等による応急対策の実施

---

#### ＜狛江市消防団＞

- 発災後、直ちに付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、狛江市消防団本部（以下「団本部」という。）等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を狛江市消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 狛江消防署の消防署隊応援要員として消火活動等を応援するとともに、活動障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。  
(第2部第5章「応急対応力の強化」参照)

#### ＜狛江市地区消防隊＞

- 各地区隊は地域内に発生した火災に対し、市災害対策本部の要請に基づき、消防署隊、消防団分団消火班と協力し消火にあたるものとする。  
なお、市災害対策本部の要請がない場合においても、火災の危険性が迫っている場合には、自らの判断により活動するものとする。  
(第2部第5章「応急対応力の強化」参照)

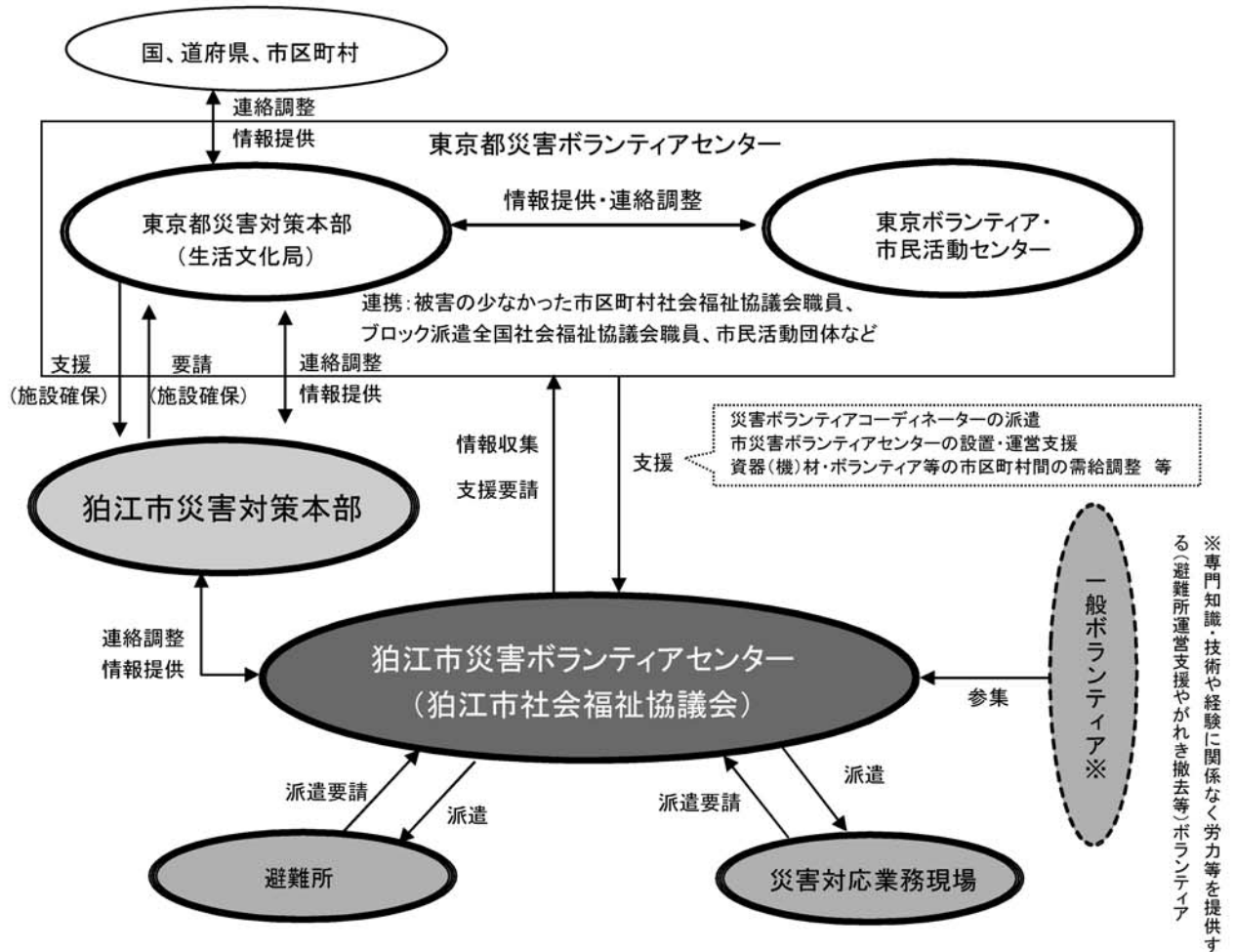
4 事業所による応急対策の実施

《事業所》

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救出・救護等を行う。
- 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- 施設の安全を確認したうえで、従業員の一齐帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出救護活動を実施する。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

5 ボランティアとの連携

【災害時のボランティアの派遣等】



《市 (福祉保健部)》 《狛江市社会福祉協議会》

- 市は、狛江市社会福祉協議会にボランティアの活動の調整等に関する協力を要請する。
- 狛江市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営にあたる。なお、市災害ボランティアセンター設置予定地は、あいとびあセンターとする。

- ボランティア活動支援にあたっては、市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器（機）材等を提供し、ボランティア等への直接的な支援を行う。
- 市災害ボランティアセンターは、ボランティアニーズの把握に努め、避難所や各種災害対応業務の現場へボランティアを派遣する。

《狛江消防署》

- 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動指示を行う。

《東京消防庁災害時支援ボランティア（狛江消防ボランティア）》

- 震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録している消防署等へ自主的に参集し、狛江消防署の支援を行う。

《都（生活文化局）》

- 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターを支援する。
- 国・道府県・市等との連絡調整を行う。
- ボランティアの受入状況等の情報提供を行う。

《東京ボランティア・市民活動センター》

- 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、市災害ボランティアセンターを支援する。
- ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
- 災害ボランティアコーディネーターを市災害ボランティアセンターへ派遣する。
- 市災害ボランティアセンターの設置・運営支援を行う。
- 被災地のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況等の情報提供を行う。
- 資器（機）材やボランティア等の市区町村間の需給調整を行う。



## 第3章 安全な都市づくりの実現

### 基本的な考え方

- ・地震による災害から一人でも多くの生命及び財産を守るとともに、震災時において都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。
- ・市における想定避難者数は、避難所の収容可能者数を大きく上回っていることから、できる限り避難者数を抑制するためにも住宅等の耐震化を促進していくことが重要である。
- ・東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京地域においても様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を講じる必要がある。

### 現在の対策の状況

- ・市は、平成24年3月に改訂した狛江市都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定を進めており、耐震化や不燃化の促進、避難空間の創出や延焼遮断帯の適正配置等による防災性の高い都市構造や、安全性の高い都市機能誘導区域や居住誘導区域の検討を進めている。
- ・学識経験者や公募市民による狛江市和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想策定委員会等を設置し、防災上の機能確保も含めた見地から、和泉多摩川緑地の都立公園誘致に向けた検討を行い、平成27年12月に、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想を策定している。
- ・市は、狛江市耐震改修促進計画（平成29年3月）に基づき、公共建築物の耐震性の確保に取り組んでいる。特に避難所となる施設等を優先し、耐震化を完了している。また、一般の住宅に対しては耐震診断や耐震補強に係る費用を助成し、耐震化を促すとともに、市民の耐震化に対するきっかけづくりに努めている。
- ・都市計画道路等の幹線道路の整備については、調布都市計画道路3・4・4号線、同3・4・17号線の一部が開通し新たな避難・救援ルートの確保や延焼遮断帯としての機能充実が図られた。
- ・東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に定める原子力災害の対策と都内の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、空間放射線量の測定を市内各施設や市内全域の道路で行うとともに、風評被害の払拭に向け農作物の放射能測定等を実施した。
- ・狛江市耐震改修促進計画に基づき防災上重要な公共建築物及びその他の公共建築物の耐震化を実施した。

## 狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
建物被害（全壊・焼失棟数）	506棟	751棟
ゆれ液状化による建物全壊	233棟	157棟
ゆれ	233棟	157棟
液状化	0棟	0棟
木造	213棟	147棟
非木造	20棟	10棟
地震火災（全壊建物含まず）	273棟	594棟
死者数	14人	17人
建物被害	8人	6人
火災	5人	11人
ブロック塀等	0人	0人
負傷者	289人	257人
建物被害	270人	233人
火災	6人	13人
ブロック塀等	12人	10人
避難人口	12,640人	12,457人
避難生活者	8,216人	8,097人
疎開者人口	4,424人	4,360人
徒歩帰宅困難者数	8,872人	8,872人
閉じ込めにつながりうるエレベーター停止台数	3台	3台

※地震の想定は、冬・18時、風速8m/s

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

## 課 題

- ・住宅都市である市内には、出火や延焼の危険性が高い地域が存在している。
- ・防災機能を備えた公園の整備を望む市民が多いほか、被害想定を踏まえた避難者及び帰宅困難者対策として和泉多摩川緑地を整備する必要性が高まった。
- ・放射性物質に関して、市民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供等の対策を講じる必要がある。

## 主な対策の方向性

- ・地震に強い都市づくりの実現に向けて、狛江市都市計画マスタープラン等に基づき、安全な市街地整備を推進していく。また、狛江市緑の基本計画（令和2年3月）等に基づく施策にあわせて公園等を活用した十分な避難スペースを確保することや、緑地、緑化の効果的な配置による延焼防止等の取組を推進するなど、まちづくり、緑づくりの中に防災の視点を取り入れていく。
- ・延焼等のおそれのある地域の不燃化や延焼拡大等の防止に向け、狛江市都市計画マスタープランをはじめとする各計画に基づき、都市計画道路等の整備を推進する。また、当該地域の居住者に危険性等を注意喚起するとともに、将来的には用途地域の変更等も検討していく。
- ・市民の強い要望や防災上の必要性等を考慮し、和泉多摩川緑地の整備を積極的に推進するため、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想の内容を踏まえ、防災機能を有する都立公園として整備するよう都に要請していく。
- ・狛江市耐震改修促進計画に規定するその他の公共建築物についても、耐震化を進めている。
- ・戸建住宅や共同住宅等について耐震化を進めるため、耐震診断、耐震改修、家具類の転倒・落下・移動の防止等、安全対策の推進を図る。また、死傷者の減や自助の観点からも、住宅の倒壊や家具類の転倒等が生命に関わる危険性があること、また、こうした対策が有効かつ重要であることを訴えていくほか、市が実施する制度を十分に周知していく。
- ・放射性物質等による影響について、市民に対して情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

## 【予防対策】

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1 安全に暮らせる都市づくり     | 4 出火、延焼等の防止 |
| 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 | 5 放射性物質対策   |
| 3 液状化への対策          |             |

### 1 安全に暮らせる都市づくり

#### 1-1 安心・安全まちづくり

##### ＜市（都市建設部）＞

- 狛江市都市計画マスタープランに基づき、次の方向性に従って安心・安全まちづくり施策を推進する。（令和3年改訂予定であり、下記は現行計画における方針）
  - ・総合的な防災対策の推進
  - ・災害に強い都市空間の形成
  - ・避難空間の機能向上
  - ・住宅地の防災性の向上
  - ・建築物の耐震性・耐火性の向上

#### 1-2 建築物の不燃化

##### ＜市（都市建設部）＞

- 土地利用現況調査と都市計画基礎調査により市の実態を把握し、木造住宅が密集する地区や避難所周辺等、防災上重要な地域を中心に防火・準防火地域等、防火指定の見直しを行う。
- 今後、都市計画道路の整備路線とあわせて、用途地域の指定を検討し、整備される沿道の施設の高度利用や狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）により建物の不燃化や消防施設の付設等、災害による火災等の遮断帯としての機能も有するよう、防災と都市計画、道路整備と相互に連携した整備を検討していく。

#### 1-3 都市空間の確保

##### ■ 公園の整備

##### ＜市（環境部・都市建設部）＞

- 公園は、震災時における延焼防止の機能、避難場所、救援、復興の拠点としても重要な役割を持っていることから、必要な都市計画決定・変更及び事業認可の取得による公園の整備を推進する。

##### ■ 和泉多摩川緑地の整備

##### ＜市（都市建設部）＞

- 和泉多摩川緑地については、市民からの強い要望、東日本大震災での教訓、市の被害想定等を踏まえ、避難者対策や帰宅困難者対策の広域的な防災拠点として整備する必要性が更に高まったことから、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想の内容を踏まえながら、都立公園誘致の実現が図れるよう、都に対して積極的に整備を要請していく。

■ 調布都市計画道路3・4・16号線の整備

＜市（都市建設部）＞

- 市南部の南北軸の交通を集約し、緊急車両の通行改善や避難路や延焼遮断帯となるなど、防災性の向上に寄与する調布都市計画道路3・4・16号線の整備を推進する。

■ 調布都市計画道路3・4・2号線の拡幅整備

＜市（都市建設部）＞

- 多摩水道橋と二子橋方面を結ぶ幹線道路として、緊急車両の通行改善のほか避難路や延焼遮断帯となるなど、防災性の向上に寄与するよう、調布都市計画道路3・4・2号線の早期の拡幅整備を促進する。

■ 緑地・農地の活用

＜市（総務部・市民生活部・環境部）＞

- 狛江市緑の基本計画に基づき、緑地や農地の保全や整備を図ることで、災害時の延焼拡大防止や避難場所としての活用等、防災機能の確保を促進する。
- 農地については、多面的な機能を持っており、狛江市第3次農業振興計画（平成30年3月）等に基づき、その保全を図っていく。
- 避難場所として活用できる農地及び生鮮食料品の優先調達ができる農地を防災協力農地として登録を積極的に推進する。

1-4 ブロック塀等の崩壊の防止

■ ブロック塀等の安全化

＜市（環境部・都市建設部）＞

- 主に避難道路及び通学路沿い等の転倒したブロック塀等は、震災時には人命のみならず避難、救出救助、消防活動に大きな障害となることから、危険なブロック塀等の把握に努めるとともに危険なものについては、撤去又は必要な補強を行うよう改善要請を行う。
- 新たに設置する場合は、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守した構造とするよう、安全化の促進について関係機関と連携を図っていく。
- 新たに生垣を設置する者又は既存ブロック塀等を撤去して生垣に改造する者に対して、造成に必要な経費の一部を補助する。
- ブロック塀等の安全化を促進するため、市民等が危険なブロック塀等を撤去する場合に必要な費用の一部を補助する。

＜都（都市整備局）＞

- 市と連携し、建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。

### 1-5 ソフト・ハードの連携による土砂災害対策

#### ＜市（総務部）＞

- ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

#### ＜都（建設局）＞

- 都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進する。

## 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

### 2-1 建築物の耐震化の促進

#### ■ 公共建築物

##### ＜市（総務部・教育部）＞

- 狛江市耐震改修促進計画に基づき防災上重要な公共建築物（市庁舎や避難所となっている学校等）及びその他の公共建築物（地域センター、公民館、保育園、学童保育所等）については、耐震化を完了している。
- 災害時に市災害対策本部の機能維持を図るため、免震構造を備えた防災センターを使用する。
- 災害時において、避難者や帰宅困難者等の一時的な収容を想定し、必要な準備を整え、活動庁舎としての機能維持を確保する。
- 避難所となる学校の体育館については、ガラス、外壁、設備機器などの落下防止を図るため、日頃から点検・確認を行い、必要な措置を講じる。
- 災害時の公共建築物の安全確認に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練を実施する。
- 災害時の公共建築物の応急危険度判定が円滑に対応できるよう建築士等民間の協力者や団体等と協定の締結を推進する他、備品の準備等受入体制の整備に努める。

#### ■ 民間特定建築物

##### ＜市（都市建設部）＞

- 狛江市耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不十分な特定建築物については、所有者等に対し、耐震化に向けた助言・指導を行っていく。

#### ■ 住宅

##### ＜市（都市建設部）＞

- 狛江市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修費助成等の施策を行うことで、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。
- 住宅の耐震化の重要性と耐震診断・改修費助成事業等を積極的に周知するため、木造住宅及び分譲マンションの個別訪問やアドバイザーの派遣等を行い、耐震化の向上を図る。
- 耐震診断・改修の補助額の引き上げを行った。今後も市民ニーズに適合した耐震化対策の検討

を行う。

■ 緊急輸送道路の沿道建築物

《市（都市建設部）》 《都（都市整備局）》

- 特定緊急輸送道路の特定沿道建築物について、耐震性が不十分な建築物については、所管行政庁と連携し、所有者等に対し、耐震化に向けた助言・指導を行う。

2-2 エレベーター対策

《市（各部）》

- 都施設の対策に準じて、市立施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置を推進する。

《都（各局）》

- 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進する。
- エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、ホームページに掲載するなど、不特定多数の人が利用する建物の所有者などに閉じ込め防止対策を促し、普及啓発していく。
- 日本エレベーター協会と連携し、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等ではなく、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。
- 日本エレベーター協会と連携し、復旧作業は「1ビル1台」とするルールの徹底を協会加盟のエレベーター保守管理会社に要請するとともに、事業者等に普及啓発する。
- 都立施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置を順次推進する。

2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

■ 天井等の落下防止対策

《市（総務部・教育部）》

- 避難所となる学校の体育館については、ガラス、外壁、設備機器などの落下防止を図るため、日頃から点検・確認を行い、必要な措置を講じる。（再掲）

《都（都市整備局）》

- 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。
- 学校施設や幼稚園、保育所等の吊り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を進める。

■ 屋外広告物に対する規制

《都（都市整備局）》

- 地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

■ 自動販売機の転倒・移動防止

＜市（都市建設部）＞

- パトロール時等に違法占用や不法設置等の自動販売機を発見した場合は、設置者に対して速やかに撤去又は改善するよう指導していく。

＜都（各局）＞

- 業界団体を通じ、自動販売機の転倒・移動防止対策の強化を図る。

＜関東経済産業局＞

- 自動販売機の転倒防止対策について、関東経済産業局は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。

■ 家具類の転倒・落下・移動の防止

＜市（各部）＞

- 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 過去の震災の事例等、災害時における家具類転倒・落下・移動の危険性と防止策の重要性について市民等に広く周知し、転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。また、防災訓練の参加者等に簡易的な家具類転倒・落下・移動防止対策グッズを配布する等、家具類転倒・落下・移動防止に関する意識啓発を図る。
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発に際しては、耐震診断・耐震改修等も併せて案内し、自助の取組を推進する。

＜狛江消防署＞

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を活用し、市民や事業所に対する指導を行う。
- 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。
- 関係機関、関係団体等と連携し、対策の必要性の周知を図る。
- 高層建築物においては、長周期地震動による家具類の転倒等の危険性が特に高まることから、各種の防火安全対策に基づき指導を行う。

＜都（各局）＞

- 保有する施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。

＜都（都市整備局）＞

- 市民・事業者に対する家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

2-4 文化財施設の安全対策



＜市（教育部）＞

- 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。
- 消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。
- 文化財防災点検表を作成する。
- 文化財所在リストを整備する。

---

### 3 液状化への対策

---

＜市（都市建設部）＞

- 東京都による「東京の液状化予測図」では液状化の可能性が高い地域は市内に存在しないとされているが、液状化に関する各種情報等を踏まえ、液状化のおそれのある地域では、木造建築物は基礎を鉄筋で補強し、根入れを深くすることや、中高層建築物は液状化のおそれのある地盤より下にある良好な地盤に直接杭を支持させること等、液状化地盤に対応するような設計に留意するよう都の建築指導事務所等へ要請する。
- 東京の液状化予測図の閲覧や東京都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引き」の活用など、都と連携し、市民等からの相談に対し適切に対応していく。

＜都（都市整備局・建設局）＞

- 液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図る。
- 木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査等の機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。
- 「東京の液状化予測図」により情報提供を行う。

---

## 4 出火、延焼等の防止

---

### 4-1 消防水利の整備、防火安全対策

#### ■ 出火等の防止

＜狛江消防署＞

- 対震安全装置付きの石油燃焼機器類の普及促進を図るとともに、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策の普及促進を図る。
- 電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤等の普及促進を図り、出火防止等の安全対策を推進する。
- 飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火防災診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。
- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成

の事業所に対しては、計画の作成を指導する。

- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。

#### ■ 初期消火体制の強化

##### ＜市（総務部）＞

- 火災を初期のうちに消火することができるよう、市内全域に街頭消火器を設置し、初期消火体制充実を図る。
- 街頭消火器については、狛江市街頭消火器設置要綱（令和2年要綱第102号）に基づき、原則として半径50m圏内に1本を目途に設置を進める。
- 既存消火器については、定期保守点検等により不良箇所の発見や簡易補修等を行う。

##### ＜狛江消防署＞

- 屋内消火栓やスプリンクラー設備等の消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

#### ■ 火災の拡大防止

##### ＜市（総務部・環境部・都市建設部）＞

- 既存水利の維持管理を図るほか、狛江消防署と協議し、延焼危険度が高い地域等を中心に耐震性防火水槽等の設置に努める。
- 集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、狛江市まちづくり条例及び狛江市まちづくり指導基準（平成15年規則第44号）に基づき、防火水槽等を確保するように働きかける。
- 震災時の市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽を整備するとともに、雨水貯留施設及び河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- 木造住宅が密集する地区等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- 木造住宅が密集する地区等で水量が不足する地域において、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
- 道路狭隘等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、軽可搬消防ポンプの整備、狛江市消防団の災害活動体制の充実等を進める。
- 樹木や道路等への散水のほか、防火用水としても活用できる雨水小型貯留槽を助成制度により市民に普及を図る。

##### ＜狛江消防署＞

- 消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

#### 4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

##### ■ 石油等危険物施設の安全化

###### ＜狛江消防署＞

- 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器（機材）の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 製造所、給油取扱所等に対して立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- 震災時の安全性の確保のため、事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。（再掲）
- 消防法等に基づき、自衛消防組織結成を指導する。

##### ■ 液化石油ガス消費施設の安全化

###### ＜都（環境局）＞

- 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。  
また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。
  - ・ 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
  - ・ 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置
- 地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、液化石油ガス供給・消費設備基準に基づき指導する。
- 災害時のLPガス等の供給について、都と（一社）東京都LPガス協会との間で協定を締結した。市区町村とLPガス協会支部単位でも、同様に協定締結の検討等を行うよう依頼する。

##### ■ 高圧ガス保管施設の安全化

###### ＜都（環境局）＞

- 施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
- 東京都震災対策条例に基づき、都内の高圧ガス施設について東京都高圧ガス施設安全基準を定めており、それに基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行っている。

###### ※和泉本町浄水所の塩素設備

塩素の漏えいによる二次被害を防止するため、液化塩素から安全性の高く取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへの転換が終了している。

##### ■ 毒物・劇物取扱施設の安全化

###### ＜市（教育部）＞

- 市教育委員会は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、理科系実験用薬品類の管理方法等を市立小中学校に周知し、事故防止に努める。
- 事故発生時の活動について、次のような項目を記載した危険防止規定を策定するよう指導する。
  - ・発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
  - ・出火防止及び初期消火活動・危険物等の漏えい、流出等による危険防止
  - ・実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
  - ・児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
  - ・被害状況の把握、情報収集及び伝達等
  - ・避難場所及び避難方法

＜都（福祉保健局）・多摩府中保健所・健康安全研究センター＞

- 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置等を記載した危険防止規定の策定及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

■ 化学物質関連施設の安全化

＜市（環境部）＞

- 化学物質取扱事業者の化学物質の管理体制の実態把握に努める。
- 都と連携し、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の取扱事業者の情報共有に努める。

＜都（環境局）＞

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）で規定している化学物質適正管理指針に震災対策を盛り込み、化学物質を取り扱う全ての事業者が指針に基づいて震災対策を講じる。さらに同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。

また、化学物質取扱事業者で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）の流出、拡散防止の観点から、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB（ポリ塩化ビフェニル）機器の使用、保管状況について、市との情報共有を図っていく。

4-3 危険物等の輸送の安全化

＜狛江消防署＞

- タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、関係機関等と連絡を密にし、安全指導を進める。
- 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

＜調布警察署＞

- 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

＜都（福祉保健局・多摩府中保健所・健康安全研究センター）＞

- 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

---

## 5 放射性物質対策

---

### 5-1 情報連絡体制の強化

＜市（総務部）＞

- 震災による原子力災害等、放射性物質等が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できる体制を構築するため、平時から狛江消防署、調布警察署、都等の各種防災機関との連絡を密にし、連携体制の強化を図る。

### 5-2 市民への情報提供等

＜市（総務部・市民生活部・環境部・教育部）＞

- 平時から適宜、空間放射線量を把握するとともに、測定結果を市ホームページで公表する等して、放射性物質に対する市民の不安の解消に努める。
- 市立小中学校において放射性物質の正しい知識を習得するための機会を設ける。
- 都による農畜産物中の放射性物質検査結果など、関係機関から得た放射性物質に関する情報について、市ホームページで周知する等して、市民の不安の解消に努める。

＜都（福祉保健局）＞

- 国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
  - ・放射性物質及び放射線の特性に関すること。
  - ・原子力施設の概要に関すること。
  - ・原子力災害とその特性に関すること。
  - ・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
  - ・緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 教育機関において放射性物質の正しい知識を習得するための機会を設ける。

### 5-3 放射線等使用施設の安全化

＜調布警察署＞

- 施設周辺における住民の避難、誘導態勢を確立する。
- 関係機関及び団体との連絡体制を確立する。

＜都（総務局・福祉保健局・産業労働局）＞

- R Iによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、R I対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
- 必要に応じ国の関係省庁に監視指導體制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのR I対策を推進する。

## 【応急対策】

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1 消火・救助・救急活動   | 3 危険物等の応急措置による危険防止 |
| 2 社会公共施設等の応急対策 | 4 放射性物質対策          |

### 1 消火・救助・救急活動

(第2部第2章「市民と地域の防災力向上」参照 28頁)

(第2部第5章「応急対応力の強化」参照 82頁)

### 2 社会公共施設等の応急対策

#### ■ 社会公共施設等の応急危険度判定

##### ＜市（総務部）＞

- 所管する公共施設（建築物）が被災した場合、施設内外の危険箇所等を点検・調査し、必要に応じて応急危険度判定を実施する。調査及び応急危険度判定の実施にあたっては、避難所を優先して行う。
- 応急危険度判定技術者が不足する場合、都等へ協力要請する。

##### ＜都＞

- 都災害対策本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。
- 都財務局は、判定部会の決定に基づき、都の応急危険度判定技術者等を活用し、判定を実施する。
- 応急危険度判定技術者が不足する場合、都知事は他団体への協力を要請する。

##### ＜社会公共施設の管理者＞

- 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。判定が困難な場合には、市又は都に判定実施の支援を要請する。

#### ■ 社会公共施設等の応急対策

##### ＜各医療機関＞

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとる。

##### ＜社会福祉施設＞

- 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、市等関係機関に連絡し援助を要請する。

- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、利用者の安全を確保する。

＜文化財施設＞

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに関係機関等に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、市教育委員会へ報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

＜文化施設・社会教育施設・コミュニティ施設＞

- 管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた災害時集合場所等に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

**3 危険物等の応急措置による危険防止**

---

■ 石油等危険物施設の応急措置

＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。

＜狛江消防署＞

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては、関係機関と連携し、避難指示を行い、その内容を市へ通報する。
- 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により立入の制限を行い、施設に対する消防活動を実施する。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。
- 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。
  - ・危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
  - ・混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
  - ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

＜事業者等＞

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。



■ 液化石油ガス消費施設の応急措置

＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。

＜都（環境局）＞

- 液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者等に対し緊急措置を講ずるよう指示する。

＜事業者等＞

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

■ 高圧ガス保管施設の応急措置

＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。

＜狛江消防署＞

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては、関係機関と連携し、避難指示を行い、その内容を市へ通報する。
- 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により、立入規制を行い、施設に対する消防活動を実施する。なお、活動については、第2部第5章「応急対応力の強化」の震災消防活動（96頁）により対処する。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

＜調布警察署＞

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

＜都（環境局）＞

- 高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合、事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。

- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、指定防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、事業者に対し緊急措置を命ずる。

＜事業者等＞

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

■ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

＜市（総務部・環境部・教育部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。
- 関係機関との連携を図るとともに、情報収集・提供に努める。
- 市教育委員会は、事故発生時の活動計画に基づき行動するよう市立小中学校に指導する。
- 都（関係各局）に速やかに流入状況を連絡する。

＜狛江消防署＞

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては、関係機関と連携し、避難指示を行い、その内容を市へ通報する。
- 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により、立入規制を行い、施設に対する消防活動を実施する。なお、活動については、第2部第5章「応急対応力の強化」の震災消防活動（96頁）により対処する。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

＜調布警察署＞

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

＜都（福祉保健局・多摩府中保健所・健康安全研究センター）＞

- 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。また、住民避難等の危害防止策を講ずるよう指示する。
- 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

■ 化学物質関連施設の応急措置

＜市（環境部）＞

- 化学物質対策  
適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。
- PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策  
都からの情報提供に基づき、PCB（ポリ塩化ビフェニル）保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

＜都（環境局）＞

- 化学物質対策  
被災状況により、市と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。
- PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策  
被災状況により、市と連絡調整を行い、PCB（ポリ塩化ビフェニル）保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。

＜事業者等＞

- 化学物質対策  
適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
- PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策  
発災によりPCB（ポリ塩化ビフェニル）機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

■ 危険物輸送車両等の応急対策

＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。

＜狛江消防署＞

- 関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 災害応急対策は、第2部第5章「応急対応力の強化」の震災消防活動（96頁）により対処する。

＜調布警察署＞

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

＜都（環境局）＞

- 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。
- 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を命令する。
- 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

＜事業者等＞

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

■ 危険動物の逸走時対策

＜市（総務部・福祉保健部）＞＜調布警察署＞＜狛江消防署＞

- 住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力して、必要に応じ、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

4 放射性物質対策

---

4-1 情報連絡体制

＜市（総務部）＞

- 放射性物質等が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合には、狛江消防署、調布警察署、都等と連携して情報収集にあたり、市民への情報提供に努める。

4-2 市民への情報提供等

＜市（市民生活部・環境部）＞

- 必要に応じて、空間放射線量や放射性物質の測定・検査を行い、内容・結果を公表する。
- 都による農畜産物中の放射性物質検査結果等について、市民に周知する。

＜都（総務局・生活文化局・環境局・福祉保健局・産業労働局）＞

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における都民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。
- 情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

- 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。
- 都内市区町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。
- 原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。
- 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。
- 都内産農林水産物等の放射性物質検査と情報提供を実施する。

#### 4-3 放射線等使用施設の応急措置

##### ＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。

##### ＜狛江消防署＞

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
  - ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
  - ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

##### ＜都（福祉保健局）＞

- R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

## 【復旧対策】

### 1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復 2 放射性物質対策

#### 1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

##### ＜学校施設＞

- 市教育委員会は、市立小中学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合には、学校長と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

##### ＜文化財施設＞

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、市教育委員会、都教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

##### ＜文化施設・社会教育施設・コミュニティ施設＞

- 災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

#### 2 放射性物質対策

##### 2-1 放射性物質への対応

###### ＜市（環境部）＞ ＜都＞

- 放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染の必要性を検討し、関係機関等と連携しながら対応する。

##### 2-2 保健医療活動

###### ＜都（福祉保健局）＞ ＜都病院経営本部＞

- 放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定を実施する。
- 都の体制では不足が見込まれる場合は、災害拠点病院等に対し、実施を要請する。

##### 2-3 風評被害等への対応

###### ＜市（総務部・市民生活部）＞

- 災害時における流言やデマの危険性と正しい情報を得るための方法等を周知する。
- 都による農畜産物中の放射性物質検査結果等について、市民に周知する。

＜都（産業労働局）＞

- 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的を実施して検査結果を公表することで、風評被害の防止に努めるとともに、消費者に対して正確な情報提供を行い、都民の安全・安心の確保に努める。
- 都内中小企業が海外との商取引において、工業製品の放射線検査証明が求められる場合、東京都立産業技術研究センターに協力要請して、放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。





## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

### 基本的な考え方

- ・道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。
- ・発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、電気、ガス、上下水道、通信といった主要なライフラインの機能確保又は早期復旧を図る。
- ・こうした施設を災害時においても引き続き機能させるためのエネルギー（電力）の確保が不可欠である。
- ・本章では、市民生活や都市機能を支える交通ネットワーク、ライフライン、エネルギー確保についての対策を示す。

### 現在の対策の状況

- ・市は、都と連携して緊急輸送道路及び緊急啓開道路等の整備を進めている。
- ・下水道については、狛江市下水道総合計画（平成26年3月）等に基づき、マンホールと管きよの可とう化等による耐震整備やマンホールの浮上抑制対策による緊急輸送路の確保などの取組を進めている。
- ・市と都下水道局の間で、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結し、北多摩一号水再生センターでのし尿の受入れ体制を整備している。
- ・都水道局による水道管路の耐震継手化や、電気、ガス、通信等の各事業者においても施設の耐震化などの取組を進めている。

### 狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目		多摩直下地震	東京湾北部地震
電力施設（停電率）		5.1%	5.6%
通信施設（固定電話不通率）		1.8%	3.7%
ガス施設（供給停止率）	ブロック内全域でSI値が60kine超のケース	0.0%	0.0%
	ブロック内1/3でSI値が60kine超のケース	100.0%	100.0%
上水道施設（断水率）		25.8%	19.6%
下水道施設（管きよ被害率）		17.5%	17.5%

※地震の想定は、冬18時風速8m/s

## 課題

- ・救急・消火活動、物資輸送等の生命線となる緊急輸送道路においては、地震により沿道建築物が倒壊すると通行が閉塞し、その後の応急・復旧対策に大きな支障となる。
- ・災害時には、細街路等の閉塞が予想されるほか、橋梁の老朽化が進んでいることから、平時から道路・橋梁の整備、耐震化を着実に進める必要がある。
- ・ライフライン施設については、被害想定において停電、断水、電話の不通等の被害が想定される。上水道については、都において耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でない管路が存在している。下水道については、施設の耐震化をさらに強化する必要がある。電気・ガス・通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められており、引き続き事業者による取組を着実に進める必要がある。
- ・避難所等、災害時の拠点となる施設が被災した際の代替措置、早期復旧措置を講ずる必要がある。

## 主な対策の方向性

- ・都と連携し、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進める。
- ・事業者等と協力関係を構築し、災害時の道路啓開体制の整備を図る。
- ・市道や橋梁等について、計画的に安全管理・整備を進めていく。
- ・下水道施設等について、計画的に耐震化を進めるとともに、災害時の早期復旧体制を整備する。
- ・災害時の拠点施設や各ライフライン施設の震災時における耐性を高めるとともに、被害発生から復旧までのバックアップ機能や早期復旧に向けた体制づくりを検討する。

## 【予防対策】

1 道路・橋梁	5 水道
2 鉄道・バス	6 下水道
3 河川・内水排水施設	7 電気・ガス・通信等
4 緊急輸送ネットワーク	8 エネルギーの確保

### 1 道路・橋梁

#### ■ 道路・橋梁の安全確保等

##### 《市（都市建設部）》

- 都道については、都道の拡幅及び改良を都に要請していく。
- 市道については、市民生活の安全確保と利便性の向上を図るため、その道路網と整備スケジュールに留意し、狛江市道路修繕計画（平成25年2月）に基づき、優先して修繕する道路及びその路線整備を進めていく。併せて、市道において無電柱化を推進する。
- 市が管理する道路及び附属施設については、平時からの点検・補修の強化に努め、道路陥没等の事故を未然に防ぐとともに、応急処理体制の強化を図っていく。
- 平時から資器（機）材の整備を行うとともに、狛江市建設業協会等、協定先を通じて使用できる建設機械等を把握する。
- 被災者の救援、救護活動及び緊急物資の輸送を確保するため、市内の災害対策拠点を結ぶ道路を緊急啓開道路として指定し、都と連携してその整備を促進する。
- 災害時の道路障害物の除去について、機材等を有する事業者等との協定締結を推進する。
- 災害時の道路啓開について、協力事業者等の担当道路を事前に選定しておく等、早期の道路啓開体制の整備を検討する。
- 災害時の道路啓開等に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。
- 第四次事業化計画優先整備路線に、市施行として位置付けられた都市計画道路の整備を推進する。

##### 《調布警察署》

- 震災時の交通情報については、収集した被害状況の情報等を速やかに市民等に対して発信するための体制を整備する。

##### 《都（建設局・都市整備局）》

- 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に、都施行として位置付けられた都市計画道路の整備を推進する。
- 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施する。
- 多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。
- 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進する。
- 情報収集用資器（機）材や、障害物除去用資器（機）材を確保する。
- 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する。

- 災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。
  - ・緊急交通路等の交通規制を行う路線
  - ・緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
  - ・避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
  - ・災害時集合場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
  - ・上記は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

■ 橋梁の整備・点検

《市（都市建設部）》

- 狛江市橋梁長寿命化修繕計画（平成25年2月）に基づき、計画的に橋梁の耐用年数の長期化・耐震化を図る。

■ 共同溝

《市（都市建設部）》 《都（建設局）》

- 大規模な埋設物工事等が発生する箇所については、関係者等と連携し、共同溝整備の検討・調整を行う。

---

2 鉄道・バス

■ 鉄道

《小田急電鉄》

- 駅、高架橋等の鉄道施設の耐震化を推進する。
- 「早期地震警報システム」により緊急信号を発報し列車を停止する。
- 自社通信設備の他、衛星携帯電話を配備し関係自治体等との通信手段を確保する。
- 発災後の緊急輸送を速やかに行うため、予め輸送計画を策定しておく。
- 大規模地震が発生した場合を想定した「総合防災訓練」を実施する。

《都（都市整備局）》

- 駅や高架橋等の鉄道施設の耐震化を支援する。

■ バス

《小田急バス（狛江営業所）》

- 災害を未然に防止するための予防対策を確立して、関係係員の防災訓練を実施する。
- 本社及び各営業所との連絡体制を確立する。
- 車両の点検整備を万全にする。

■ コミュニティバス

《市（都市建設部）》

- こまバスを含め関係者に対して、災害対応に必要な防災訓練を実施するよう、市は運営会社に指導を行う。

### 3 河川・内水排水施設

#### 《市（総務部・環境部）》

- 水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器（機）材及び施設の整備に努める。
- 水防活動を直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

#### 《北多摩南部建設事務所》

- 応急資器（機）材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を適切に維持するとともに、最寄の業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。

### 4 緊急輸送ネットワーク

#### 《都（各局）》

- 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県等及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークを整備する。

#### 【緊急輸送ネットワークの分類と目的】

分類	目的	市内
第一次緊急輸送ネットワーク	都と市区町村本部間及び都と他県等との連絡を図る。	・市役所
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	・狛江消防署 ・市あいとぴあセンター ・東京慈恵会医科大学附属第三病院
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	・市民総合体育館

### 5 水道

#### 《都（水道局）》

- 水道施設の耐震化を着実に推進する。
- 耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施する。
- バックアップ機能の更なる強化を図る。
- 自家発電設備の設置・増強による電力の自立化を図る。

### 6 下水道

#### 《市（環境部）》

- 下水道施設は、地震被害等が発生すると復旧に長時間かかることから、狛江市下水道総合計画に基づき、施設の耐震化、避難所でのマンホールトイレシステムの設置等、計画的に施設の整備を推

進していく。

- 下水道管きよの被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、非常用発電機、汚水ポンプ、土のう袋等の緊急用資器（機）材を備蓄する。
- 災害時の下水道施設の応急対応協力について、締結済みの協定に基づき、管路施設等が被災した際の応急復旧支援体制の整備を推進する。
- 災害時の下水道施設の応急対応に関するマニュアル等に基づき、適宜、訓練等を実施する。

《都（下水道局）》

- 締結済みの覚書に基づき、市が収集・運搬するし尿の受入体制を確保する。

7 電気・ガス・通信等

《市（総務部）》

- 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進する。
- 災害時の被害状況確認等に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。

《調布警察署》

- 信号機の滅灯対策を図る。

《狛江消防署》

- 市内の各施設について、消防活動上必要な事項、非常用設備及び出火防止措置等の届出に関する指導を行う。

《東京電力》

- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- 国などから発表された津波被害想定については、電気施設への影響を詳細に評価のうえ、継続して対策内容の検討を進めている。

設備名	耐震設計基準
変電	機器は、動的設計（0.3G共振正弦2波）、屋外鉄構は、水平加速度0.5G程度、機器と屋外の基礎は、水平加速度0.2～0.5Gとしている。
送電 (地中線)	ケーブルヘッド架台等の付帯設備については、建築基準法による耐震設計並びに変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電	地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これからの荷重を基礎として設計している。
通信	変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

《東京ガス》

- 製造所・整圧所設備

- ・重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
- ・防火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。
- 供給設備
  - ・導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
  - ・全ての地区ガバナにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
  - ・この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

【施設別安全化対策】

施設名	安全化対策
製造施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。</li> <li>○ 緊急遮断弁、防火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。</li> </ul>
供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。</li> <li>○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備する。</li> </ul>
通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ループ化された固定無線回線の整備</li> <li>○ 可搬型無線回線の整備</li> </ul>
その他の安全設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置している。</li> <li>○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。</li> </ul>

《NTT東日本》

- 通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震対策として、独自の構造設計指針により耐震設計の実施、二重床へのキャビネット据付け等機械室内設備の固定を実施及び建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。
- 予備電源設備の強化として、バッテリー、予備電源エンジンの耐震強化及び移動電源車を配備する。
- 通信網信頼性の向上に取り組む。
  - ・光ファイバー網のループ化及び伝送路の2ルート化による自動切替えを行う等の整備を行う。
  - ・交換機からの伝送回線は複数ビルに分散設定し、通信の途絶を防止する。
  - ・通信ケーブルの地中化を計画的に推進し、既設ケーブルを含め地下ルートへの収容替えを図っている。また、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施し、新設ケーブル

については難燃化ケーブルを使用する。

- ・行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化及び異ケーブルの分散収容を図る。
- 通信の全面途絶地域、避難所等の通信を確保するため、移動用無線車、ポータブル衛星通信車を配備し、特設公衆電話を設置できるようにする。
- 災害による通信の途絶の際、市民の利用に供する窓口、避難所等に特設公衆電話を設置できるようにする。
- 区市町村が指定した避難所（小中学校、公民館等）のうち市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。
- 地震対策協議会又は、自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

#### 《NTTドコモ》《KDDI》《ソフトバンク》

- 市役所等の重要エリアの通信を確保するためにエンジンによる無停電化やバッテリー長時間化を実施する。

#### 《都（環境局・都市整備局）》

- ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進を図る。
- 燃料の安定調達を図る。
- コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進
- 災害時のLPガス等の供給について、都と（一社）東京都LPガス協会との間で協定を締結した。区市町村とLPガス協会支部単位でも、同様に協定締結の検討等を行うよう依頼する。
- LCP（Life Continuity Performance:居住継続性能）住宅の普及・推進を図る。

## 8 エネルギーの確保

---

#### 《市（総務部・環境部）》

- 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進する。（再掲）
- 災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備、維持管理等を推進する。
- 災害時における各種燃料等の確保を図るため、事前に関係業者等と災害時における優先供給に関する協定の締結を推進する。
- 災害時の非常用電源となる電気自動車の導入等を検討する。

#### 《都（総務局）》

- 区市町村の災害対策本部機能の充実強化を図るため、区市町村の非常用電源の整備等を支援する。



## 【応急対策】

1 道路・橋梁	5 下水道
2 鉄道施設	6 電気・ガス・通信等
3 河川・内水排水施設	7 エネルギーの確保
4 水道	

### 1 道路・橋梁

#### ■ 交通規制

##### ＜調布警察署＞

- 発災直後は道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく第一次交通規制を実施する。
- その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。
- 緊急通行車両等の確認を行う。

#### ■ 道路障害物除去等

##### ＜市（都市建設部）＞

- 物資、人員の輸送が円滑に行われるよう、震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集する。
- 都の緊急障害物除去路線及び市緊急啓開道路について、優先して障害物の状況を調査し、障害物除去作業を行う。
- 市内の道路が被害を受けた場合は、速やかに北多摩南部建設事務所に報告するとともに、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い交通路の確保に努める。
- 障害物除去作業にあたっては、協定に基づき狛江市建設業協会等に障害物除去等応急復旧作業について協力を求める。
- 被害状況により応急復旧作業ができない場合は、警察等関係機関に連絡のうえ、通行止め等必要な措置を講ずる。
- 電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。通報するいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。
- 緊急通行車両の通行を確保する必要がある場合、車両等の移動等を関係機関と連携して行う。また、都公安委員会から車両等の移動等の要請があった場合は、関係機関と連携して対応にあたる。

##### ＜都（建設局）＞

- 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集する。
- 災害時における応急対策業務に関する協定及び協力承諾書に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。

## 2 鉄道施設

---

### ＜小田急電鉄＞

- 本社に総合対策本部を設置し、鉄道に係る旅客輸送施設、車両の被害に対し必要な災害緊急時対策を実施する。
- 緊急時対策に必要な情報の収集、対策の立案・指示及び関係自治体との連絡、調整を実施する。
- 当社設置の地震計の計測値に応じた各施設物等の点検及び運転規制を実施する。
- 旅客の救護、避難、消火活動を迅速に実施する。
- 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。

## 3 河川・内水排水施設

---

### ＜市（環境部）＞

- 水防活動と並行して管内の管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

### ＜都（建設局）＞

- 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

### ＜各河川管理者＞

- 市内の各河川については、その機能の確保を図るため、管理者は障害物除去作業を実施する。

## 4 水道

---

### ＜都（水道局）＞

- 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。
- 施設の点検・被害調査を実施する。
- 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。
- 区部及び多摩お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。

## 5 下水道

---

### ＜市（環境部）＞

- ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用ディーゼルエンジン発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。
- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 工事施行中の箇所においては、受注者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器（機）材の補給を行わせる。

- 液状化により浮上したマンホールについて、高さ調整を行い、道路の通行確保を行う。
- 協定の締結先等に対して、応急対策の協力を要請する。

## 6 電気・ガス・通信等

---

### ＜東京電力＞

- 資材の調達・輸送を行う。
- 震災時における危険予防措置を行う。
- 応急工事を行う。
- 災害時における電力融通を行う。

### ＜東京ガス＞

- 被害情報の収集を行う。
- 事業所設備等の点検を行う。
- 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置を行う。
- ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を行う。
- 被害推定に基づく応急措置を行う。
- 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開
- 資機材等の調達を行う。

### ＜LP事業者＞

- 避難所への救援物資としてLPガスの供給に努める。

### ＜NTT東日本・通信事業者＞

- 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行う。
- 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等を行う。
- 災害対策用機材、車両等の確保を行う。
- 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

## 7 エネルギーの確保

---

### ＜市（総務部）＞

- 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。
- 協定の締結先である関係事業者等から各種燃料等の供給を受ける。

## 【復旧対策】

1 道路・橋梁	4 水道
2 鉄道施設	5 下水道
3 河川・内水排水施設	6 電気・ガス・通信等

### 1 道路・橋梁

---

#### ＜市（都市建設部）＞

- 市道上の障害物除去及び必要な対策を措置する。
- 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を確立する。
- 工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。

#### ＜都（建設局）＞

- 道路の被災箇所で、被害がある箇所を復旧する。
- 都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

### 2 鉄道施設

---

#### ＜小田急電鉄＞

- 耐震強化計画に基づく復旧を原則とするが、鉄道輸送の社会的使命の観点から応急復旧を優先に行い輸送力の確保に努める。

### 3 河川・内水排水施設

---

#### ＜市（環境部）＞

- 排水樋管で被害が生じた場合は、排水ポンプ等資器（機）材を用いて対応するとともに、直ちに国（京浜河川事務所）及び都（建設局）に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。

#### ＜都（建設局）＞

- 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 排水場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。

### 4 水道

---

#### ＜都（水道局）＞

- 取水・導水施設の復旧対策を行う。
- 浄水・配水施設の復旧対策を行う。

- 送・配水管路、給水装置の復旧対策を行う。

## 5 下水道

---

### 《市（環境部）》

- ポンプ場に機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先とし、各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。
- 管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想される。管きょ施設の点検を行い、下水道施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- 被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

## 6 電気・ガス・通信等

---

### 《東京電力》

- 電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。

### 《東京ガス》

- 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

### 《NTT東日本・通信事業者》

- 応急復旧工事、本復旧工事の順で実施する。



## 第5章 応急対応力の強化

### 基本的な考え方

- ・大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことに繋がる。このため、市災害対策本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、都、近隣市区町村、自衛隊をはじめとした防災機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。
- ・一方で、市単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。
- ・本章では、大規模な地震が発生した場合における、市災害対策本部をはじめとする初動体制の確立や、都や他自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動体制等について示す。

### 現在の対策の状況

- ・市は、大規模な震災時に迅速かつ効果的に災害対策を行うため、その中心となる市災害対策本部を設置する防災センターを平成25年10月から運用している。
- ・市は、毎年総合防災訓練を実施している。実施にあたっては、地域住民で組織された避難所運営協議会や各防災機関と連携、協力しながら、また、様々な状況を想定しながら、より実践に即した内容とし、市全体の防災力向上に努めている。
- ・市内部においても、市災害対策本部の設置運営訓練をはじめ、職員研修や大地震が発生した想定での消防訓練等を実施し、職員のスキルアップに努めている。
- ・市では、大地震が発生した際に迅速な復旧体制を確保するため、また、できる限り早期に通常業務を再開できるよう狛江市事業継続計画<震災編>（BCP）を策定した。また、災害対応の行動をまとめた狛江市震災対応マニュアルを作成した。
- ・同時被災しない遠方自治体として、新潟県長岡市川口地域、静岡県三島市、宮城県石巻市、山梨県上野原市及び小菅村、熊本県宇土市と災害時における相互応援協定を締結した。一方で、密接な連携をとりながら活動する必要がある隣接自治体との行動体制を確保するため、平成25年2月に世田谷区と「災害時における相互応援に関する実施細目」を取り交わすなど、遠近の自治体と相互応援体制を確保して応急対応力の向上を図っている。
- ・平成24年8月に国土交通省関東地方整備局と災害時の情報交換に関する協定を締結し、市への情報連絡員の派遣等により情報交換を行う体制を整えている。
- ・応急資器（機）材となる物資供給に関する協定や作業員等の現場への搬送を含む輸送に関する協定を民間事業者と締結し、応急対応力の向上を図っている。
- ・迅速かつ正確な被災状況の調査等を実施するため、NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパンと無人航空機を活用した支援活動等に関する協定を締結している。
- ・その他の連携体制として、各種災害対応に係る資源を有する事業者等の協力が得られるよう体制づくりを進めている。
- ・多摩川緑地公園グランドにおいて、場外離着陸場の整備を実施した。
- ・平成28年3月に、東京都震災対策条例に基づく大規模救出救助活動拠点として、多摩川緑地公園グランドが指定された。

## 狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
負傷者（うち重傷者）	289（25）人	257（20）人
建物被害（全壊・焼失棟数）	506棟	751棟
地震火災（全壊建物含まず）	594棟	274棟
自力脱出困難者（冬の朝5時の場合）	89（150）人	60（102）人

※地震の想定は、冬・18時、風速8m/s

## 課 題

- ・初動態勢の早期確立のためには、平時から防災機関等と連携した各種防災訓練等により習熟を図っていく必要がある。
- ・災害時に十分かつ効果的に応援を受けられるよう関係機関、組織、団体等との受援体制を整えておく必要がある。
- ・市職員に対しても防災、災害対策に対する意識啓発や、各自の役割を熟知し、災害時に迅速かつ的確に行動できるようにしておく必要がある。
- ・狛江市事業継続計画<震災編>（BCP）や狛江市震災対応マニュアル等の随時見直し、更新を行い、災害時において常に有効に機能するようにしておく必要がある。
- ・現在は、他の自治体や事業者、組織、団体等からの応援者が行うべき業務内容や役割分担等が整理しきれていないため、災害時に混乱するおそれがある。
- ・大規模災害が発生した場合、同時被災により隣接自治体による災害時の応援が有効に機能しないことが予想される。
- ・福祉、医療、ボランティア、土木、物資等様々な分野において、市で対応しきれない部分、不足する部分がある。

## 主な対策の方向性

- ・防災行政無線の基地局や市災害対策本部となる市防災センターや市本庁舎の災害対策設備の機能強化等を図る。
- ・訓練の実施にあたっては、特定の業務に焦点を当てた訓練や、それらに関連する機関、組織、団体等と連携するなど、実効的なものとしていく。
- ・各種防災訓練等を警察、消防、自衛隊等関係機関と連携しながら充実させることで、円滑かつ迅速な初動体制の確立を図る。訓練にあたっては、様々な状況に応じて関連する機関、組織、団体等にも協力を仰ぎながら、多様なメニューを取り入れていく。
- ・警察、消防、自衛隊等の各防災機関や協定等を締結した自治体との間で、平時からの情報交換等、連絡体制の強化を図るとともに訓練への参加等、災害対応の実践力向上と連携の強化を図っていく。
- ・市内部の初動応急態勢、事業継続態勢、各所管における業務の内容及び手順をマニュアル等の作成により明確にする。
- ・各種訓練を通じて行政職員としての防災力、災害対応力の向上を目指すとともに、作成したマニユ



アルのブラッシュアップを行い、より実効的なものとしていく。

- 他の自治体、事業者、ボランティア等からの応援を受けた際、その応援を迅速、効率的に配置し、応援の効果を十分に発揮できるよう、受援計画の策定等により、必要とする応援内容、人員配置、業務の割振り、指示内容等をあらかじめ明らかにしておく。
- 各種事業者、組織、団体等との間で、福祉、医療、ボランティア、土木、物資等様々な分野に係る災害時の応援協定等を推進し、多様な機関等との連携協力体制の強化を図る。

## 【予防対策】

1 初動対応体制の整備	4 連携体制の強化
2 事業継続体制の確保	5 応急活動拠点の整備
3 消火・救助・救急活動体制の整備	

### 1 初動対応体制の整備

#### ■ 活動庁舎（市庁舎・防災センター）

##### ≪市（総務部）≫

- 情報通信機器や免震構造を備えた防災センターにおいて、大震災時の市災害対策本部の迅速な設置とその機能維持等を図る。
- 防災センターは、災害時に市災害対策本部を設置するため、防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を迅速かつ円滑に行えるよう、映像・通信機器等の災害対策用設備を充実させる等、災害対応力の強化を常に図っていく。
- 狛江市消防団本部を防災センター内に設置する。
- 災害時において、市庁舎での避難者や帰宅困難者等の一時的な収容を想定し、また、活動庁舎としての機能維持を確保するため、必要な整備を図る。

#### 【市庁舎・防災センター設備概要】

##### （1）規模・設備

項目		市庁舎	防災センター
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造	・鉄筋コンクリート造 ・基礎免震工法
		地下1階、地上5階、塔屋1階	地上6階
面積	敷地	10,373.16㎡	同左（同敷地）
	延床	10,742.86㎡	1613.93㎡

##### （2）平時の設備

項目		市庁舎	防災センター
電気設備		・契約電力 245KW（デマンド契約のため随時変更あり）	・契約電力 245KW（市庁舎と共用）（デマンド契約のため随時変更あり。容量の50%想定）
		・高圧変電設備 6,600V	同左
給水衛生設備		・上水受水槽 7㎡ ・井戸処理水槽 5.6㎡ ・雨水槽 270㎡ ・雑用水槽 45㎡	・飲料水受水槽 7㎡（市庁舎と共用）

(3) 非常時の設備

① 市庁舎

		非常時用の設備	備 考
電 気 設 備		・防災センターの非常用発電装置より供給	・70%の負荷対応で、3日間の電力供給が可能
給水衛生設備	飲用水トイレ等	・井戸水利用 ・雨水利用 ・緊急排水槽 60m <sup>3</sup>	—

② 防災センター

		非常時用の設備	備 考
電 気 設 備		・1,000KVA×1台 ・発電のための軽油タンク容量 40,000ℓ	・100%の負荷対応で、3日間の電力供給可能
給水衛生設備	飲用水トイレ等	・井戸水利用 ・緊急排水槽 80m <sup>3</sup>	—
消防水利		・防火貯水槽 40 m <sup>3</sup>	—

■ 初動要員の任命

《市（総務部・教育部）》

- 平日の夜間や休日等に発災した場合でも、避難所の開錠等の初動対応を速やかに行うことができるよう市内又は近隣市区に在住する職員を初動要員として任命する。

■ 防災訓練・人材育成等

《市（総務部）》

ア 総合防災訓練

- 狛江市に大地震が発生したことを想定し、市及び防災機関が地域住民と一体となった実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、本計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。
- 参加者・参加機関は、市民、町会・自治会、狛江市防災会・避難所運営協議会等の自主防災組織、事業者、市、狛江消防署、調布警察署、自衛隊、狛江市消防団、狛江市地区消防隊、その他の防災機関とする。
- 訓練項目は、(ア) 本部運営訓練、(イ) 通信情報訓練、(ウ) 避難・避難誘導訓練、(エ) 応急対策訓練、(オ) 救出救助訓練、(カ) その他とする。
- 平成27年度より、市内一斉の避難所開設運営訓練を実施している。当訓練を中心に、各機関連携した実践的な訓練の実施を検討する。
- 具体的な訓練内容は、その都度定めるものとするが、市の災害対応力の向上を図るため、市及び防災機関は、内容を常に見直し、市民参加型の実践的かつ実効性のある訓練となるよう努める。

- 自助、共助の観点から多くの市民等が参加するよう、あらゆる広報媒体を活用し、積極的に参加を呼びかける。

#### イ 市災害対策本部設置訓練・職員参集訓練等

- 市災害対策本部の機能向上を図るため、市災害対策本部運営に係る訓練等を実施する。訓練の実施においては、本部員の判断力・決断力の向上を図る内容とする。
- 休日夜間発災時の早期初動態勢の確立を図るため、職員の参集訓練を実施する。
- 市災害対策本部設置等に関するマニュアル等を作成し、訓練等を通じてマニュアルの習熟を図る。

#### ウ 災害対応業務訓練

- 狛江市災害対策本部条例施行規則（昭和39年規則第10号）に定める分掌事務について、各部マニュアル等を整備するとともに、所属職員に周知徹底する。また、適宜、各部の災害対応訓練を実施することで、各部マニュアル等を更新し、実効性の確保に努める。
- 災害対応業務は全庁をあげて取り組むべきものであることから、その割振りについては、特定の部署に偏らないよう配慮したうえでマニュアル等の作成を行う。
- マニュアル等の作成にあたっては、災害対応業務を行う職員に対して、適宜休憩や帰宅の機会を設け、勤務ローテーションを工夫するなど、過度の負担を強くないよう配慮する。

#### エ 市職員研修・人材の確保等

- 市職員一人ひとりが災害時に的確かつ迅速な判断・行動ができるように、地震及び災害対策に関する知識や技術等を習得するための各種研修等を実施する。
- 市職員は、各種研修等に積極的に参加するとともに、日頃から地震及び災害対策に関する知識や技術等の習熟に努める。
- 災害時の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者、民間人材、専門家等の活用等、災害時の人材確保の方策の整備に努める。

#### ＜狛江消防署＞

- 震災消防活動の向上を図るため、震災消防訓練を実施するとともに、年1回、東京消防庁において全庁的な総合震災消防訓練を実施する。
- 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。
- 訓練にあたっては、市及び狛江市消防団との連携により行う。

## 2 事業継続体制の確保

---

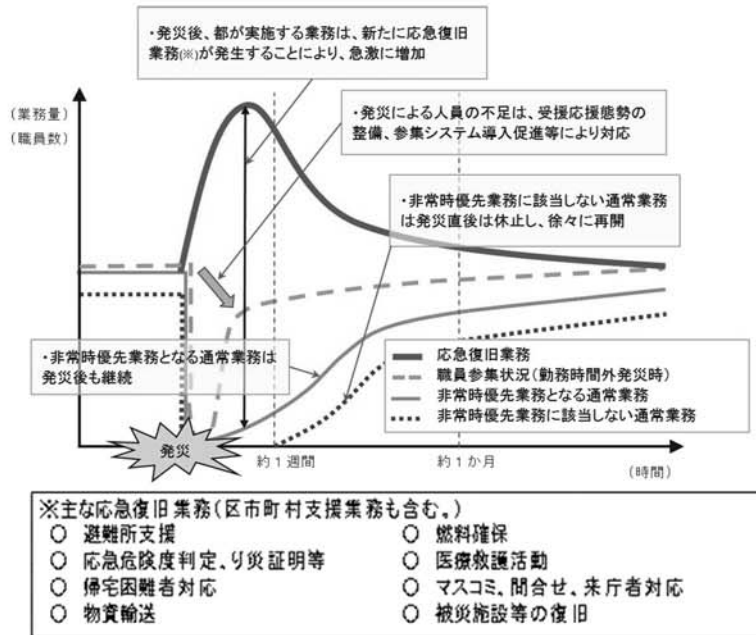
#### ＜市（各部）＞

- 狛江市事業継続計画＜震災編＞（BCP）に基づく迅速な復旧態勢を構築する。
- 狛江市事業継続計画＜震災編＞（BCP）に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施するよう努める。

《都（総務局）》

- 市の事業継続計画の策定支援を行う。

【非常時優先業務の整理に基づく休日・夜間発災時における業務継続のイメージ】



3 消火・救助・救急活動体制の整備

《市（総務部）》

- 災害時に必要な資器（機）材や設備等の充実を図る。
- 活動しやすい環境や資器（機）材整備等により狛江市消防団の訓練の充実強化を図る。
- 庁舎消防訓練等を定期的実施する。

《調布警察署》

- 災害時に必要な装備資器（機）材の整備及び充実強化を図る。
- 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化を図る。

《狛江消防署》

- 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の様態に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。
- 震災時に同時に多発する救急事象に対応するため、非常用救急車の運用を含め、震災時の傷病者搬送体制を強化するとともに、関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立を図る。

《自衛隊》

- 災害派遣計画等の整備を図る。

《指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等》

- 所管に係る災害応急と対策の実施及び市が実施する応急対策業務へ協力するため必要な組織を整

備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

## 4 連携体制の強化

---

### 4-1 都との連携体制の強化

《市（総務部）》 《都（総務局）》

- 災害対策上必要な資料の交換や訓練の実施等、平時から連絡を密にし、連携体制の強化を図る。

### 4-2 防災機関との連携体制の強化

《市（総務部）》 《調布警察署》 《狛江消防署》 《他防災機関等》

- 災害対策上必要な資料又は調査結果の成果等の情報を相互に交換し、平時から協力体制の確立を図る。

### 4-3 民間団体との連携体制の強化

《市（総務部）》

- 地域の設備・人的資源や民間事業者が持つノウハウを活かしながら円滑な災害対応に取り組むため、民間事業者や各種団体等と災害時の応援協定の締結を推進する。
- 民間団体等から災害時に積極的に協力が得られるよう平時から協力体制の確立に努める。

### 4-4 公共的団体等との連携体制の強化

《市（総務部）》

- 市内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 自主防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法については、本計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。
- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
  - ・ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
  - ・ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
  - ・ 震災時における広報広聴活動に協力すること。
  - ・ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
  - ・ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
  - ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
  - ・ 被災状況の調査に協力すること。
  - ・ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
  - ・ その他の災害応急対策業務に協力すること。

### 4-5 他自治体等との連携体制の強化

《市（総務部）》

- 災害時の国、都、他の自治体から、支援物資や人的支援等を受け入れるため受援体制等を整備す

る。

- 平時から隣接市区と合同防災訓練を実施する等、協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害時には行政区域を越えた対応が必要となるため、避難所の相互利用に関する取り決めや合同の防災訓練の実施等、平時から隣接市区との連携・協力体制の確立を図る。
- 自治体間の応援が円滑に行われるよう、次のような事項について事前に調整し、受援計画等の整備を図るものとする。
  - ・ 応援職員の受入・調整
  - ・ 応援職員への依頼業務の選定
  - ・ 引継ぎ等を含めた応援職員の受入体制
  - ・ 業務に必要な備品の検討
  - ・ 応援職員の健康管理等

#### 4-6 自衛隊（災害派遣部隊）の受入体制

《市（総務部）》 《各防災機関》

- いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊に派遣要請を行うのか、平時より計画しておくとともに、必要な資器（機）材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

#### 4-7 円滑な連携体制の確立

《市（総務部）》 《各防災機関》 《民間団体等》

- 災害時等の円滑な災害対応を確立させるため、各種協定の締結先への連絡、防災機関等への応援要請に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

### 5 応急活動拠点の整備

#### 5-1 オープンスペースの確保

《市（総務部）》

- 震災時に、災害時集合場所やボランティア参集場所等、多様な用途に活用できるオープンスペースを確保するため、民間事業者等との協定締結を推進する。

#### 5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

《市（総務部）》

- 東京都震災対策条例に基づき大規模救出救助活動拠点（候補地）として多摩川緑地公園グラウンドが指定されたことを受け、整備等を推進する。
- 大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員（都現地機動班等）の活動場所として以下のとおり指定する。

活動スペース	資器材置場
和泉多摩川地区センター	狛江市水防倉庫

《都（総務局）》

- 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- 都は、大規模救出救助活動拠点として指定する多摩川緑地公園グラウンドについて、施設の使用等に関する協定を狛江市と締結している。
- 都は、東京都震災対策条例に基づき狛江市と調整のうえ、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な利用計画を作成する。

5-3 ヘリサインの設置

《市（総務部）》

- 震災時に、応援航空部隊の道しるべや避難所を上空から特定するうえで重要な役割を果たすヘリサインについて、市内公共施設では6か所（和泉小学校、狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江消防署、都立狛江高等学校、都営狛江アパート12号棟）整備している。今後も必要に応じて、ヘリサインの整備を進めていく。

《都（総務局）》

- 都立建築物の屋上へ、ヘリサインを表示する取組を進める。



## 【応急対策】

1 初動態勢	3 応援協力・派遣要請
2 消火・救助・救急活動	4 応急活動拠点の調整

### 1 初動態勢

#### ■ 市の活動体制

- 地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、都、他の自治体及び指定地方行政機関等並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 上記の責務を遂行するため必要があるときは、市災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 市災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 市災害対策本部に関する組織を整備し、市災害対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 市災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。
- 災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡・参集体制を確保する。

#### ■ 市災害対策本部の組織・運営

市災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号）、狛江市災害対策本部条例施行規則（以下「規則」という。）及び狛江市災害対策本部運営要綱（令和3年）の定めるところによる。

#### ア 市災害対策本部の設置

- 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、市災害対策本部を設置する。
- 規則第4条に規定する本部員（以下「本部員」という。）は、市災害対策本部を設置する必要を認めたときは、総務部長に市災害対策本部の設置を要請することができる。
- 総務部長は、上記の要請があった場合、又はその他の状況により市災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、本部員を招集して協議のうえ、市災害対策本部の設置を市長に要請しなければならない。

**イ 市災害対策本部設置の通知等**

- 市災害対策本部が設置されたときは、災対総務部長は、直ちにその旨を各部長及び都知事、他防災機関等に通知する。
- 災対企画財政部長は、市災害対策本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表する。
- 各部長は、市災害対策本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させなければならない。
- 市災害対策本部が設置された場合は、狛江市役所正門に「狛江市災害対策本部」の標示を行う。

**ウ 市災害対策本部の廃止**

- 市長は本部長として、災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めたときは、市災害対策本部を廃止する。
- 市災害対策本部の廃止の通知は、市災害対策本部の設置に準じて行う。

**エ 本部長等の職務**

- 市長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。
- 副市長及び教育長は副本部長として、市長を補佐し、市長に事故あるときはその職務を代理する。
- 各部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理する。
- 本部員は、上司の命を受け、本部の事務に従事する。
- その他の本部の職員は、上司の命を受け、その部の事務に従事する。

**オ 本部長室の設置・審議**

- 市災害対策本部に本部長室及び部を置く。
- 本部長室は、次の事項について市災害対策本部の基本方針を審議策定する。
  - ・本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。
  - ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
  - ・避難の指示に関すること。
  - ・災害救助法の適用に関すること。
  - ・激甚災害の指定に関すること。
  - ・東京都及び他市区町村の相互応援に関すること。
  - ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
  - ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
  - ・部長会議及び本部員会議の招集に関すること。
  - ・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
- 各部長は、その所管に関する業務について本部長室に付議すべき事項があるときは、原則として、災対総務部長を経由して付議しなければならない。

■ 市災害対策本部の非常配備態勢

ア 非常配備態勢の区分

種別	発令の時期	態勢の内容
第1非常配備態勢	震災（第2非常配備態勢から第4非常配備態勢までに掲げる状況に該当する場合を除く。）の発生等の状況により、本部長が必要と認めるとき。	震災に対応するための措置を強化し、救助その他震災の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とした態勢
第2非常配備態勢	（1）局地震災が発生したとき。 （2）市内に震度5弱の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 （3）東海地震注意情報が発表されたとき。 （4）その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに、局地震災に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	（1）市内の複数地区に震災が発生すると予想されるとき又は発生したとき。 （2）市内に震度5強の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 （3）東海地震予知情報が発表され、又は警戒宣言が発せられたとき。 （4）その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	複数地区の震災に直ちに対処できる態勢
第4非常配備態勢	（1）震災が拡大し、第3非常配備態勢では対処できないとき。 （2）市内に震度6弱以上の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 （3）その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	本部の全組織をもって対処する態勢

※上記非常配備態勢のほか、状況に応じ、情報連絡体制（安心安全課職員）をとるものとする。

イ 非常配備態勢の特例

- 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

■ 夜間・休日等における職員の初動態勢

夜間、休日等の勤務時間以外に発生する地震災害等の非常事態が発生した場合は、通信、交通の途絶等により、直ちに前記ア又はイの非常配備態勢をとることが困難と考えられるので、別命なく、次の態勢をとる。

【夜間・休日特別配備態勢】

種別	発令の時期	初動態勢の内容
情報連絡態勢	市内で震度4又はこれに準ずる震災が発生したとき。	総務部長 安心安全課職員
第1特別非常配備態勢	市内で震度5弱又はこれに準ずる震災が発生したとき。	市長, 副市長, 教育長, 全部長職, 全課長職, 安心安全課職員
第2特別非常配備態勢	市内で震度5強又はこれに準ずる震災が発生したとき。	市長, 副市長, 教育長, 全管理職, 全係長職, 全主任職, 安心安全課職員
第3特別非常配備態勢	市内で震度6弱以上又はこれに準ずる震災が発生したとき。	全職員が速やかに所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。 なお, 初動要員は, あらかじめ指定された避難所等に参集し, 情報収集等必要な活動を行う。

■ 初動期における応急対策活動

発災からおおむね72時間までは、救出救助、消火、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

■ 狛江市防災会議の招集

災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、狛江市防災会議を開催し、災害復旧に関し関係機関の連絡調整を行う。

■ 狛江消防署の活動態勢

【活動態勢の区分等】

項目	活動態勢
震災配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5以上の地震が発生した場合又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員、又、震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員は、招集計画に基づき直ちに所定の場所に参集する。

【震災消防活動】

項	目	内 容
震災消防活動	活動の方針	1 火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
	部隊の運用等	1 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数や災害規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム及び震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効果的な部隊運用を図る。
	消火活動	1 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 2 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や災害時集合場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水を実施する。 3 道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、狛江市消防団、自主防災組織等と連携し、軽可搬消防ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
	救助・救急活動	1 消防活動に重機が必要となった場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 2 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器（機）材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 3 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
	情報収集等	1 署隊本部は、警防本部及び方面隊本部との情報連絡のほか、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番の通報、高所見張情報、情報活動隊等による情報、参集職（団）員情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

■ 狛江市消防団の活動態勢

震災時における狛江市消防団の招集及び活動基本は、狛江消防署震災消防計画に準じて行うものとする。

【狛江市消防団本部】

- 震災時における団本部は、防災センターに設置する。
- 消防署長の所管の下に全消防団員を指揮統括する。
- 震災時において、署隊本部と連携を密にし、団の全機能をあげて効率的な部隊活動を行うとともに、市民の安全確保に努めるものとする。
- 署隊長の要請により、必要がある場合は、消防部隊を集結、転戦させ効果的な部隊活動を行うものとする。
- 署隊長の要請を受け、各分団本部に必要な下命を行い、効果的な部隊活動を行うものとする。
- 各分団本部からの情報を収集し、円滑、効果的な部隊運用が行われるよう署隊本部及び市災害対策本部に情報を連絡・報告するものとする。

【招集及び参集】

- 狛江市に震度5弱以上の大規模な地震が発生したときは、別途計画に定める狛江市消防団警戒宣言に伴う活動及び震災・水防活動基準に準じて参集する。
- 団本部派遣員として参集した団員のうち、副団長1名、他2名を狛江消防署署隊本部に派遣し、団本部及び署隊本部と連携を密にし、情報収集を行うものとする。

【震災時の消防活動】

○ 出動態勢

震災初期	各分団が自己分団受持ち地区を優先するものとする。
震災初期以降	自己分団受持ち区域外の出動にあつては、団本部の命を受け出動するものとする。

○ 分団の運用

各分団本部は、団本部の命を受け、次のとおり自己分団の指揮にあたるものとする。

- ・ 参集団員等の被害状況報告をもとに、分団区域内の災害の程度を判断し、努めて消防力の劣勢かつ危険度の高い所を重点として、消火班、監視警戒班及び救出・救護班の運用を行う。
- ・ 団本部に対し、消火班、救出・救護班、監視警戒班の出動状況及び分団区域内の災害状況について報告する。この場合、災害の拡大・分団運営に直接関係するものを優先する。
- ・ 団本部が必要であると判断した場合は、救出・救護班及び警戒班の集結を命ずるほか、他分団への応援出動を命ずる。
- ・ 分団本部は、区域内の情報を常時、団本部に報告する。

○ 消火班の活動

ア 消防活動

- ・ 消火班は、分団区域内に火災が発生した場合は、直ちに出動し防ぎよにあたる。ただし、同時に火災が数箇所から発生した場合は、重要地域、あるいは延焼危険のある地域を優先する。なお、

放水口数は原則としてポンプ車3口とし、軽可搬消防ポンプは2口とする。

- ・消火班が防ぎよ中他の火災に転戦する場合、又は延焼防止後に転戦した場合、火災防ぎよ活動は狛江市地区消防隊及び付近住民に協力を求める。
- ・消火班に協力する狛江市地区消防隊及び付近住民は、有効適切な防ぎよを行い、消火班の火災防ぎよを受け継ぎ鎮圧できるよう努める。なお、再燃防止のため残火処理の徹底を期する。

イ 災害時集合場所、避難路の確保

- ・延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先した災害時集合場所・避難路確保の消火活動を行う。

○ 監視警戒班の活動

ア 災害現場において、消防隊員から協力を要請された場合は、その指揮下に入り、積極的に災害活動を行うものとする。ただし、分団本部又は団本部へ報告し、確認をとること。

イ 警戒要領

警戒は、分団長が地域を指定し、それぞれ分担して行うが、この場合、災害発生危険が多いと予想される場所を重点的に実施し、警戒にあたっては、拡声器又はメガホン、破壊器具、ロープ、懐中電灯、トランジスターラジオ等を携行するとともに、警戒要領はおおむね次による。

- ・危険物、可燃性ガス、毒物等が流出している場合は、当該事業所の管理者、責任者に流出防止の措置を要請するとともに、警戒区域に設定し火気使用制限又は車両等の進入を禁止する。
- ・火災により飛火が生ずると判断したときは、風下方面の住民に対し、飛火の警戒、飛火した場合は、付近住民の協力を求めて消火活動に従事する。
- ・避難上又は消火活動上障害となる道路上の持出物品等を認めた場合は、所有者に整理を命じ、活動上支障のないように措置する。災害状況並びに各種情報を正しく把握し、分団長に報告する。この場合、部隊運用上及び災害の拡大に直接関係するものを優先する。
- ・団本部、分団、狛江市地区消防隊、警察等からの正しい情報により行動する。
- ・避難命令が発せられた場合は、火災の発生、延焼状況等を勘案し、団本部等の指示、命令を確認して住民に正しい情報を伝達し、安全な避難誘導に努める。
- ・監視警戒班員は、災害状況、措置状況、市民の動揺状況、不確定の情報等について分団長に報告する。

○ 充水措置

団本部は、狛江消防署の署隊長から要請を受けたとき又は消火活動中、水量の不足を生じたときは、防火水槽等へ充水するものとする。

○ 救出・救護班の活動

救出救助については、消防活動計画に基づく活動を行ってもなお消防力に余力がある場合に限り、必要に応じ適宜救助に転用する。

ア 各種情報収集

- ・小田急線電車の衝突、脱線転覆による負傷者の状況
- ・病院、劇場、マーケット等多数を収容する建物の倒壊による要救助者の状況
- ・一般家屋及び工作物の倒壊による要救助者の状況
- ・自動車の衝突による負傷者の状況
- ・落下物による負傷者の状況
- ・亀裂、断層、崖崩等による負傷者の状況

イ 発災初期における救出・救護活動

- ・ 散発的で、かつ小規模の救助行動は、消防団員が主力となり、付近住民を指揮し実施する。
- ・ 小規模の救出・救護活動に応じられるよう簡単な救助器具（破壊器具、ロープ、懐中電灯、手ぬぐい等）を携行するとともに、普段から応急手当、応急担架の作成要領、ロープ使用方法等の訓練をしておく。
- ・ 現場にある資器（機）材を有効に活用し、付近の者の協力を得る等により救出活動を行う。
- ・ 救出に困難が予想される場合、又は負傷程度が大きい場合、あるいは生命に危険を伴うような災害に遭遇したときは、直ちに消防署の救助隊、救急隊又は医師の要請を行う等の措置をとること。

■ 狛江市地区消防隊の活動態勢

各地区隊は地域内に発生した火災に対し、市災害対策本部の要請に基づき、消防署隊、消防団分団消火班と協力し消火にあたるものとする。

なお、市災害対策本部の要請がない場合において、地域に火災の危険性が迫っているときは、自らの判断により活動するものとする。

**2 消火・救助・救急活動**

---

《市（総務部・都市建設部）》

- 地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、都、他の自治体及び指定地方行政機関等並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。（再掲）
- 災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。（再掲）
- 関係機関が実施する消火・救助・救急活動等の支援・補助にあたる。
- 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡・参集体制を確保する。（再掲）

《狛江市消防団》

- 消防力に余力がある場合は、消防署、警察署と協力し、救助・救急活動にあたる。



＜調布警察署＞

- 警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 警備要員は、東京都(島しょ部を除く。)に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- 東京都(島しょ部を除く。)に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、防災機関との連絡調整等にあたる。
- 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長(警視総監)が運用する。
- 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
  - ・被害実態の把握及び各種情報の収集
  - ・交通規制
  - ・被災者の救出救助及び避難誘導
  - ・行方不明者の捜索及び調査
  - ・遺体の調査及び検視
  - ・公共の安全と秩序の維持

＜狛江消防署＞

- 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。
- 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。
- 警視庁、自衛隊、東京DMA T、狛江市消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。
- 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、防災機関との情報交換等を行う。

＜都(総務局)＞

- 救出救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室を開催し、調整を図る。

＜自衛隊＞

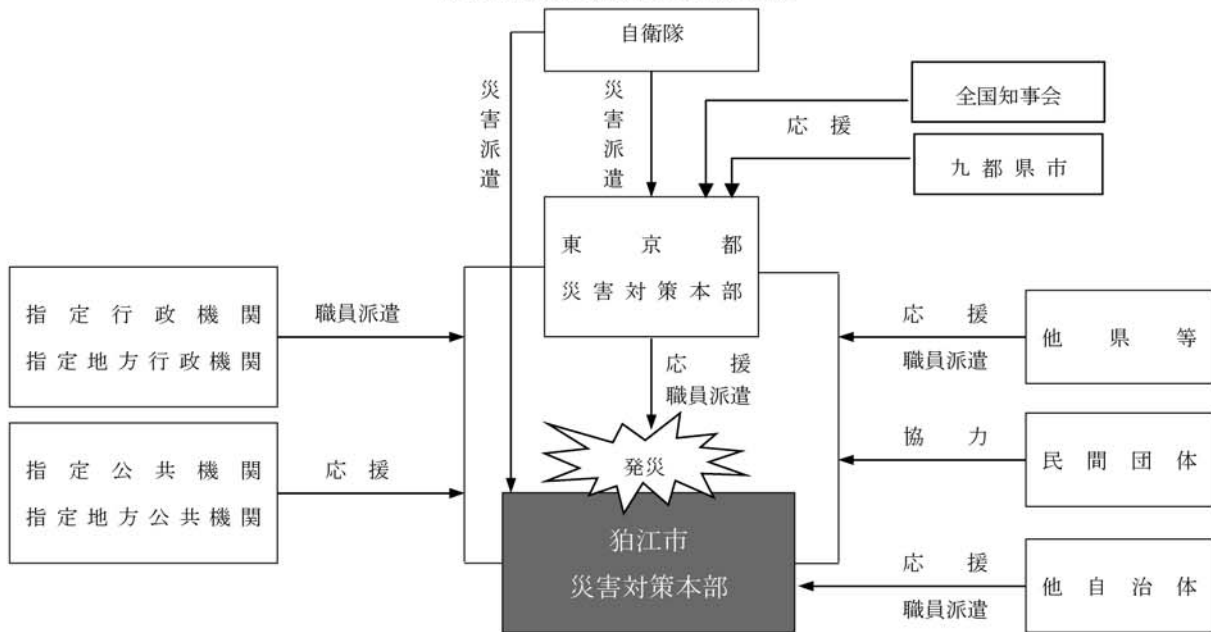
- 都知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は、被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索援助、人員及び物資の緊急搬送、応急医療、救護及び防疫などである。

＜指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等＞

- 地震による災害が発生した場合、所管に係る災害応急と対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

3 応援協力・派遣要請

【災害時の応援協力等関係図】



■ 都との応援協力

《市（総務部）》

- 市長は、都知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期することとする。  
 この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- 市長が都知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
  - ・ 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由）
  - ・ 応援を希望する機関名
  - ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - ・ 応援を必要とする場所、期間
  - ・ 応援を必要とする活動内容
  - ・ その他必要な事項

《都（総務局）》

- 都知事は、災害を受けた市が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の自治体に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。

■ 防災機関等の応援協力

《市（各部）》 《防災機関等》

- 市と各防災機関等は、市内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、相互に協力して災害応急対策の実施にあたるものとする。
- 指定公共機関等の経費負担については、各計画に定めるもののほか、そのつど、あるいは事前に

協議して定めておくものとする。

- 市内各防災機関は、災害応急対策を実施するにあたり、相互に協力してこれを行わなければならない。

#### ■ 民間団体等との応援協力

##### ＜市（各部）＞

- 協定を締結している民間団体等に対して、災害応急の協力について要請する。

#### ■ 他自治体との相互応援

##### ＜市（総務部）＞

- 協定等を締結している自治体をはじめ、他自治体の市区町村長に対して、災害応急の応援について協力を要請する。
- 応援を受けるにあたっては、応援職員が円滑に災害応急に取り組むことができるよう、受援計画等に基づき受入態勢を整える。

#### ■ 応急措置等の要請要領

##### ＜市（総務部）＞

- 市が都、他自治体及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続によるものとする。
- 他自治体、指定地方行政機関等、都以外の防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局（総合防災部）を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。
- 他の自治体等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。

#### ■ 自衛隊の災害派遣要請

##### ＜市（総務部）＞

- 市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、応急対策を実施するため必要があると認められた場合は、都知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

#### ア 災害派遣の範囲

- 都知事からの要請による災害派遣
  - ・災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
  - ・災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
  - ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣を要請した結果、派遣される場合
- 都知事から要請するいとまがない場合における災害派遣

- ・災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に対し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ・災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- ・庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

#### イ 市からの災害派遣要請の手続等

- 市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総務局総合防災部防災対策課）に自衛隊の派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合にあつては、まず電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。
  - ・災害の状況及び派遣を要請する理由
  - ・派遣を希望する区域及び期間
  - ・派遣を希望する活動内容
  - ・その他参考となるべき事項
- 市長は、通信の途絶等により都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知するものとする。

#### ウ 災害派遣部隊の受入体制

- 市長及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。
- 派遣された部隊が、効率的かつ円滑に活動できるよう部隊の誘導及び市災害対策本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配備する。
- 派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。派遣部隊の宿泊予定地は、市内小・中学校とする。
- ヘリコプター発着予定地は、多摩川緑地公園グラウンド、防衛省共済組合狛江スポーツセンター及び都立狛江高校グラウンドとする。
- 災害時には、速やかに派遣部隊の宿泊予定地やヘリコプターの発着予定地その施設等の被害状況、使用の可否を確認し、関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

#### エ 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

- 市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、災害の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

オ 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として市が負担するものとし、他市区にわたって活動した場合の負担割合は、当該市区が協議して定める。
- ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器（機）材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
  - ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
  - ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
  - ・天幕等の管理換に伴う修理費
  - ・その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議するものとする。

カ 災害派遣部隊の活動内容

- 派遣部隊の活動内容は、おおむね次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

区 分	活 動 内 容
その他臨機の措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。</li> <li>・災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項の規定に基づき、市長、警察官がその場にはない場合に限る、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。</li> </ul>

#### 4 応急活動拠点の調整

##### 《市（総務部）》

- 東京都震災対策条例に基づく指定がされている大規模救出救助活動拠点（多摩川緑地公園グラウンド）の被害状況、使用の可否について、必要に応じて都本部へ情報提供を行う。
- 大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員（都現地機動班等）の活動場所として以下を提供する。

活動スペース	資器材置場
和泉多摩川地区センター	狛江市水防倉庫

- 都本部が、大規模救出救助活動拠点（屋外施設）利用計画を実施する際は、必要に応じて調整を行う。

##### 《都（本部）》

- 都本部は、地震発生後、大規模救出救助活動拠点（多摩川緑地公園グラウンド）の被害状況、使用の可否について、狛江市及び関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- 都本部は、都各局及び狛江市の利用要望と、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の使用見込と調整を行う。
- 多摩川緑地公園グラウンドを使用する機関は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。
- 都本部は、報告に基づき、時系列に応じた多摩川緑地公園グラウンドの有効活用を図る。
- 都本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。
  - ・離発着場の指定
  - ・応急対策に使用する航空機の需給調整
- 都本部は、東京都震災対策条例に基づき狛江市と調整のうえ、大規模救出救助活動拠点（屋外施設）利用計画を実施する。

## 第6章 情報通信の確保

### 基本的な考え方

- ・被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開するうえで欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信手段を確保していく必要がある。
- ・行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通疎通信も発災時の混乱を避けるために必要である。
- ・本章では、発災後の情報通信の確保に向け、関係機関間の相互通信や、市民をはじめ発災時に市内に所在している者への情報提供、住民相互の情報伝達に関する対策を示す。

### 現在の対策の状況

- ・市と関係機関の間の情報通信体制については、都防災行政無線網が都、他の都内市区町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備されているほか、都災害情報システム（DIS）が防災機関、市区町村等に整備されているなど、一定の通信網が確保されているといえる。
- ・本庁舎に計測震度計を設置し、地震発生後、即座に都を経由して気象庁へ伝達できるシステムを備えている。
- ・一方、市民に向けた情報発信については、避難指示や緊急情報を一度に広く伝達する手段である防災行政無線を市内27か所に設置するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）とも連動させて運用している。
- ・こまえ安心安全情報メールや狛江市緊急災害情報メールを利用した携帯端末への情報発信を行っている。
- ・免震構造を備えた防災センターや本庁舎の耐震化により、基幹システム等への被害が起きないように対策をとっている。
- ・避難所等にWi-Fiスポットや自動販売機併設型デジタルサイネージを設置し、避難者等の情報収集に係る体制を整備している。
- ・市内のコミュニティラジオFM放送局と災害協定を締結し、情報発信の強化を図っている。

## 狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
電力施設（停電率）	5.1%	5.6%
通信施設（固定電話不通率）	1.8%	3.7%
携帯電話不通分布	ランクE（停電率・不通回線率のいずれもが20%未満）	

※地震の想定は、冬・18時、風速8m/s

## 課題

- ・東日本大震災クラスの地震が発生したときは、固定電話の不通や停電などの被害、また、携帯電話の不通等が想定される。電話やファクシミリなどの情報連絡手段の機能が大きく低下すると、市内部や都をはじめとする関係機関との情報連絡や情報収集に影響を受ける。その結果、市内の被害状況や各部における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容を迅速、的確に把握しきれず、その後の応急・復旧に支障が生じるおそれがある。
- ・同時に、市民等に対して、正確な情報をいち早く伝えることが困難となるため、住民に向けた情報発信手段の多様化に取り組む必要がある。
- ・東日本大震災等の混乱時には情報が錯そうすることによる誤報やデマ等が見受けられた。情報は一度発出するとその修正、訂正は非常に困難であるため、情報発信の際には細心の注意を払う必要がある。
- ・携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

## 主な対策の方向性

- ・市内部や市と都、関係機関との間で確実に通信できるよう、既存の都防災行政無線や都災害情報システム（DIS）を補完するため、防災行政無線、MCA無線、災害時優先電話等、多様な手段を用いて強化を図る。
- ・防災行政無線、市ホームページ、こまえ安心安全情報メール、狛江市緊急災害情報メール、Twitter、facebook、災害情報共有システム（Lアラート）、デジタルサイネージ、Yahoo!防災速報、コミュニティFM、広報車による巡回等、多様な手段を用いて市民等への情報提供を行う。
- ・収集した情報の内容が、正確かつ適正であることをあらかじめ確認する体制を確保しておく。
- ・市民の安否確認手段の周知及び安否確認サービスの利用経験を促進する。



## 【予防対策】

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 | 3 市民相互の情報連絡等の環境整備 |
| 2 市民等への情報提供体制の整備     |                   |

### 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

#### ■ 体制の整備

##### ＜市（総務部）＞

- 防災行政無線又はその他の手段により、市内にある防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、多様な通信手段の確保に努める。
- 被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、あらかじめ調査報告体制を整備しておく。
- 市災害対策本部が設置されるまでの間、適切な情報通信連絡体制を確立できるよう、平時から訓練等を行う。

#### ■ 情報通信機器の適正な管理・運用

##### ＜市（総務部）＞

- 災害時において、都や防災機関、近隣自治体等との連絡・情報網を確保するため、災害時に次の機器がすべて正常に作動し、その機能が十分に発揮できるよう、平時から機器の維持管理を行うとともに、定期的な試験、研修等を実施し、通信運用の習熟を図る。

##### ・東京都防災行政無線

都が整備する設備であり、地震災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、都防災センター、市区町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間をつなぐ総合的な防災行政無線網のこと。無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を配備している。都災害情報システム（DIS）、都地震計ネットワーク、画像伝送システム、ファクシミリ、無線専用電話機等で構成されている。

##### ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して自治体に送信し、市区町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。総務省消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する自治体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

##### ・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と自治体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおりファクシミリによる情報伝達も並行して行う。

・ Lアラート（災害情報共有システム）

総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

・ 狛江市防災行政無線

震災時において電話回線等が途絶した場合に備え、市が地域内に整備する防災行政無線

・ 狛江市計測震度計システム

市における震度を計測するため、市役所敷地内に設置されたシステム。震度計が揺れをキャッチして、発生時刻、震度、震度階級、最大加速度等を瞬時に判断し、防災行政無線の子局を通じて一斉放送（震度4以上）するほか、都災害情報システム（DIS）への送信、同システムを経由して気象庁へ情報を送る。

・ 狛江市消防団指令システム

・ 衛星電話、災害時優先電話等の通信端末

- 停電時にも使用できるよう自家発電機の燃料を確保している。

■ 情報通信機器、機能の拡充

＜市（総務部）＞

- 現在、市防災行政無線は、全局デジタル方式の機器に更新が完了し、運用を行っている。今後、デジタル機器の特性等を踏まえた機能の拡充等の検討を行う。
- 狛江市災害対策本部員をはじめ、市内巡回・避難所対応等災害対策業務を行ううえで必要とする職員、各公共施設、市と応援協定を締結している機関・事業者、帰宅困難者のための一時滞在施設等、災害時において緊急かつ緊密な連絡が必要な者や施設との連絡について、通信手段の確保に努める。
- 市における震度や被害状況の収集を迅速かつ正確に把握、整理・集計、伝達して被害を最小限に抑えるため、災害情報システム等を活用した電子データ管理等により、正確性の向上、情報処理の短縮化に向けた検討を行う。
- 被害状況や人命危険等を早期に把握するために画像設備等の整備を検討する。
- 避難所等と市災害対策本部との連絡体制の強化を図るため、同報系の防災行政無線による相互通信機能の使用方法を検討していく。

■ マニュアル等の整備

＜市（総務部）＞

- 防災機関相互の情報通信連絡に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと適宜訓練等を実施する。

＜都（総務局）＞

- 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、防災機関と情報連絡体制を構築する。（都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網を整備する。）

## 2 市民等への情報提供体制の整備

### ＜市（総務部・企画財政部・福祉保健部）＞

- 自動応答電話システムの運用等、防災行政無線設備等を整備し、地域住民への情報伝達体制の強化を図る。
- 先進事例や東日本大震災、熊本地震での課題等を検証しながら、様々な情報伝達手段を検討する。
- 市民等への迅速かつ確実な情報発信を行うため、市ホームページ、こまえ安心安全情報メール、狛江市緊急災害情報メール、Twitter、facebook、災害情報共有システム（Lアラート）、デジタルサイネージ、Yahoo!防災速報、コミュニティFM等、市が導入、実施している防災等に関する情報発信手段やその入手方法等について周知広報し、市民の利用促進に努める。
- 市民等への情報発信の際は、迅速であることを求めつつ、情報が正確かつ適正なものかを判断したうえで、情報提供を行う必要がある。そのため、確かな情報を迅速かつ正確に把握するため、あらかじめ情報収集ルートの実立を図る。
- 意思疎通に支援を要する者、外出者、外国人、市への来訪者、通過者等にも配慮した伝達方法を検討する。
- 災害時における被災状況や市からの連絡事項等が広く市民に周知できるよう、近隣の放送機関等との協定締結や他の自治体の協力体制の整備等について検討する。
- 気象庁が運用する緊急地震速報について、その機能や効果等について、市民への周知を図る。
- 市民等への情報提供、市民からの問い合わせ等に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと適宜訓練等を実施する。

### ＜市（総務部）＞ ＜狛江消防署＞ ＜調布警察署＞

- 平時から市民自ら耐震の状況、備蓄品、避難するタイミング、避難する場所及び避難経路、避難情報の取得方法等を確認するよう啓発を行う。

### ＜都（総務局）＞

- 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。

### ＜都（生活文化局）＞

- 在住外国人等へ情報を提供する。
- 防災Twitterをはじめとする防災関連情報を、都庁広報Twitterにより幅広く発信する。

### 3 市民相互の情報連絡等の環境整備

---

#### ＜市（総務部・企画財政部・福祉保健部・環境部・教育部）＞

- 市民が相互に安否確認を取れる手段の周知を行うとともに、その方法の熟知の促進や市民が個々に平時から訓練等を行うよう啓発を行う。
- 市民が日頃から安否確認など発災時の行動について家族等と相談するよう啓発を行う。
- 市民等の情報収集に資するため、費用対効果を考慮しながら、避難所等にWi-Fiスポットや自動販売機併設型デジタルサイネージを設置する。

#### ＜NTT東日本・通信事業者＞

- 広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- 早期復旧に向けた取組内容について周知する。

#### ＜小田急電鉄＞

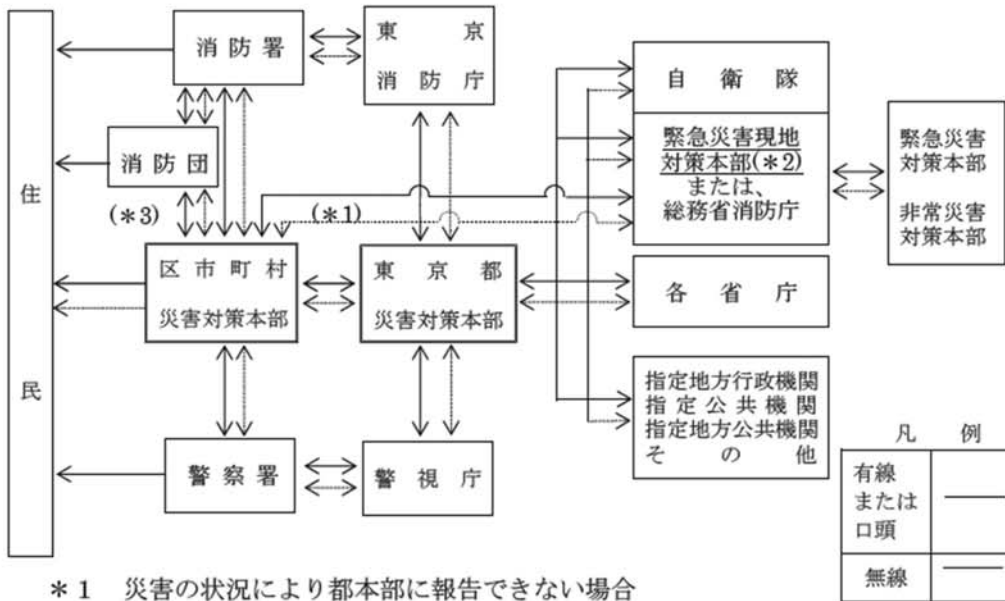
- 駅での情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

## 【応急対策】

- |                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| 1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報） | 3 広報及び広聴体制   |
| 2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）         | 4 市民相互の情報連絡等 |

### 1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

【防災機関等の連絡系統図】



- \* 1 災害の状況により都本部に報告できない場合
- \* 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合
- \* 3 市町村消防団の場合

#### ■災害に関する情報の発表・伝達

##### 《市（総務部）》

- 都災害対策本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都災害対策本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- 災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けたとき、又は自ら確認したときは、直ちに防災機関等に連絡する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、狛江市防災会・避難所運営協議会等の自主防災組織及び一般市民等に周知する。

##### 《調布警察署》

- 地象等に関する警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、警察署管内の交番等を通じて市民に周知する。

- 警察署長は、異常現象を認知したとき又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。

＜狛江消防署＞

- 地象等に関する警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに市に通報するとともに管内の市民に周知する。
- 地震に起因する水防に関する情報を入手したときは、市及び関係機関に通報するとともに市民に周知する。

＜NTT東日本＞

- 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて気象庁からNTT東日本に伝達された各種警報を市及び関係機関に通報する。
- 警報はすべての通信に優先して取り扱う。警報（津波警報を除く。）は30分以内に通報する。

＜防災機関＞

- 市、気象庁、その他関係機関から重要な情報、注意報及び警報について通報を受けたときは、直ちに所属機関に通報する。

＜都（総務局）＞

- 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、市及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、市区町村、防災機関等に通報する。

■ 通信施設・設備の整備・運用

＜市（総務部）＞

- 震災時に以下の施設・設備を活用し、情報連絡体制の確保に努める。
  - ・ 東京都防災行政無線
  - ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
  - ・ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）
  - ・ 狛江市防災行政無線
  - ・ 狛江市計測震度計システム
  - ・ 狛江市消防団指令システム
  - ・ 衛星電話、消防署直通電話、災害時優先電話等の通信端末

■ 通信連絡体制の確立

＜市（総務部）＞ ＜防災機関＞

- 市及び各防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておくものとする。
- 災害時における各機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達等通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡系統を整える。

- 災害の状況により、市災害対策本部と直接連絡する必要があるときは、各機関は市災害対策本部に連絡員を派遣する。
- 市災害対策本部及び狛江市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、市本部長室において処理する。市本部長室においては、防災行政無線、電話、その他の通信設備のほか、画像設備等を配置する。

## 2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

### ■基本事項

#### ＜市（総務部）＞ ＜防災機関＞

- 災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、応急対策活動と併せて、必要に応じて相互に連絡をとる。特に市は都と密接な連絡をとる必要があるほか、各機関は市災害対策本部への報告・連絡を密に行う。

### ■ 被害状況等の報告

#### ＜市（総務部）＞

- 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合、及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

#### 【報告すべき事項】

- ・ 災害の原因
  - ・ 災害が発生した日時
  - ・ 災害が発生した場所又は地域
  - ・ 被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定する。）
  - ・ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置（日時、場所、活動人員、使用資器（機）材等を明らかにして報告）
  - ・ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
  - ・ その他の必要な事項
- 原則として、都災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、都防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。）。
  - 報告の種類・期限等は表のとおりである。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を修了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

- 災害救助法に基づく報告については、第2部第11章応急対策「12災害救助法等の適用」に定めるところによる。

《調布警察署》

- 全署員があらゆる活動を通じ、被害情報の収集を行い、防災機関との情報交換を図る。

【主な情報収集事項】

- ・家屋の倒壊状況
- ・死者・負傷者等の状況
- ・主要道路・橋及び交通機関の状況
- ・住民の避難状況
- ・火災の拡大状況
- ・電気、水道、ガス及び通信施設の状況等
- ・その他

《狛江消防署》

- 管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。
- ・高所見張員による管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
  - ・地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測
  - ・消防車両、情報活動隊、広報車隊等による被害状況の把握
  - ・被害状況及び各種消防活動状況の把握
  - ・消防団員の参集者が収集した被害状況の把握

《防災機関》

- 市内の所管施設に関する被害、実施済みの措置、今後実施しようとする措置その他必要事項について、市に報告する。



《NTT東日本》

- 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
  - ・ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
  - ・ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
  - ・ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。
- 災害救助法が適用された場合等には避難所などに、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
- 通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ等を通じて広報する。

《都（総務局）》

- 市の被害状況等を調査する。
- 現地の状況調査及び被害状況等を取りまとめる。

### 3 広報及び広聴体制

---

#### ■ 基本事項

《市（企画財政部）》

- 市は、地域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を行う。
- 震災発生直後に行う広報の主な内容は以下のとおりである。
  - ・ 地震の規模、気象の状況
  - ・ 電気、ガス、石油ストーブによる火災予防の注意
  - ・ 避難方法
- 被災者に関する広報の主な内容は以下のとおりである。
  - ・ 被害情報
  - ・ 食料・物資等の配給状況
  - ・ 医療機関の診療状況
  - ・ ライフラインの復旧状況
  - ・ 通信・交通機関等の復旧状況
- 市は、被災者のための相談所を設け、要望事項等を聴取し、その解決を図る。（第2部第11章 住民の生活の早期再建＜復旧対策＞3被災者の生活相談等の支援 参照）

《調布警察署》

- 広報内容は、次のとおりである。
  - ・避難を必要とする情報
    - a 火災の発生及び延焼状況
    - b 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ
    - c その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ
  - ・混乱防止及び人心の安定を図るための情報
    - a 余震、津波等の気象庁の情報
    - b 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し
    - c ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し
    - d 主要道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し
    - e 交通機関の被害状況及び復旧の見通し
    - f 交通規制の実施状況及び渋滞情報
    - g 被災地域・避難所等に対する警戒状況等
    - h その他混乱防止等を図るための情報
  - ・デマ・流言打ち消し情報
- 広報手段は、次のとおりである。
  - ・トランジスターメガホン
  - ・交番(駐在所)備付けマイク
  - ・パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー
  - ・交通情報板、ラジオ等
  - ・ホームページ等

《狛江消防署》

- 広報内容は、次のとおりである。
  - ・出火防止、初期消火の呼びかけ
  - ・救出・救護及び要配慮者への支援の呼びかけ
  - ・火災及び水災に関する情報
  - ・避難指示に関する情報
  - ・救急告示医療機関等の診療情報
  - ・その他市民が必要としている情報
- 広報手段は、次のとおりである。
  - ・消防車両等の拡声装置等
  - ・狛江消防署、狛江市消防団及び町会・自治会の掲示板等への掲示
  - ・テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
  - ・ホームページ・SNS等を活用した情報提供
  - ・消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
- 広聴活動として、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたるとともに、市民からの電子メールによる問合せに対応する。

《狛江郵便局》

- 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。
- 災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。
  - ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - ・被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ・被災地宛救助用郵便物の料金免除
  - ・被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
- 広報手段は、次のとおりである。
  - ・郵便局窓口又は局前等に掲出する。
  - ・放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

《NTT東日本》

- 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。
- 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の提供開始情報等の広報を行う。
- 公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を行う。

《東京電力》

- 広報内容は、次のとおりである。
  - ・電気による二次災害等を防止するための方法
  - ・避難時の電気安全に関する心構えについての情報
  - ・電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報
- 広報手段は、次のとおりである。
  - ・テレビ、ラジオ(ラジオ・ライフラインネットワーク)、新聞等の報道機関及びインターネットを通じた広報
  - ・防災行政無線の活用
  - ・広報車等による直接当該地域への周知

《東京ガス》

- 広報内容は、次のとおりである。
  - ・被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項
  - ・ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し
- 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット、防災行政無線等を活用する。
- 日本放送協会及び民間放送各社に「マイコンメーター復帰方法のテープ・ビデオ」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった市民が自身で復帰できる手順を案内する。

＜都（総務局）＞

- 都各局の相談窓口をとりまとめ都民等へ周知する。

■ 報道機関への発表

＜市（企画財政部）＞

- 市災害対策本部が設置された場合、災害対策各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。

＜狛江消防署＞

- 警戒防ぎょ活動等を報道機関に発表する場合は、あらかじめその時期と内容を市に通知するものとする。

■ 放送要請

＜市（企画財政部）＞

- 市及び防災機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定に基づく伝達のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請することができる。
- 放送要請は、東京都と各放送機関との間で放送手続について定めた「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都知事に対して行う。ただし、都との通信途絶等特別の事情がある場合は、放送機関に直接要請することとし、事後速やかに都に報告する。
- 「災害時等における情報の放送に関する協定」に基づき、コミュニティFM放送局へ災害に関する情報の放送を要請する。

#### 4 市民相互の情報連絡等

---

＜市民＞

- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

＜市（総務部）＞ ＜NTT東日本・通信事業者＞

- 相互に連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。

＜報道機関＞

- 行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認の方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。

＜都（総務局）＞

- 個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。